農業災害補償法 (昭和二十二年法律第百八十五号)

金率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される率)にあつては、当該特定収穫共済の共済目的の種類」に係る共済掛金率(その者の当該収穫共済の共済目的の種類)に係る共済掛金率(おの者の当該収穫共済の共済目的の種類等(特定収穫共済にあつては、当該特定収穫共済の共済目的の種類等(特定収穫基準共資にあつては、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額をより当該各号に掲げる率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を)
き共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、次の各号の区分に、同項の特定収穫共済の共済目的の種類ごと」に、組合員等の支払うべ、同項の特定収穫共済の収穫共済(以下特定収穫共済という。)にあつては、 の共済目的の種類等ごと及び第百二十条の七第一項の収穫共済の共済事第十三条の三 国庫は、収穫共済につき、第八十五条第十一項の収穫共済	げる率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を負担する。、当該組合員等に係る共済金額に、次の各号の区分により当該各号に掲の共済事故等による種別ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち収穫共済の共済目的の種類等ごと及び第百二十条の七第一項の収穫共済第十三条の三 国庫は、収穫共済につき、第百二十条の六第一項第一号の
附則第二章~第七章 (略)第一章 総則(第一条 第十四条の二)目次	附則 第二章 一第七章 (略) 第一章 総則(第一条 第十四条)
現	改正案

負担する。 負担する。 (大の者にあっては、その者に係る危険段階の樹体危険段階基準共済掛金率)を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を高いの種類等ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金率(その者が組合的の種類等ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員を担する。

員等である組合等が同条第六項の規定により危険段階別の共済掛金率を同号の畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び第百二十条の十五第一項の開作物共済の共済目的の種類等ごと及び第百二十条の十五第一項の個にあつては、その代表者の住所)の存する第百二十条の十五第一項の「第11年の共済責任期間による種別ごと)に、組合員等の支払うべいの畑作物共済の共済責任期間による種別ごと)に、組合員等の支払うべいの畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び第百二十条の十五第一項の本にあつては、第11年の地域の属する危険階級の畑作物基準共済強金率(その者が組合を対象の地域の共済目的の種類等ごと(蚕繭に係るものにあつては、第十三条の四(国庫は、畑作物共済につき、第百二十条の十二第一項第一

省令で定めるところにより算定される率)

当家収穫危険段階基準共済掛金率を基礎として農林水産
「一、の者が組合員等である組合等が第百二十条の七第五項の規定の適用が
「一、その者が組合員等である組合等が第百二十条の七第五項の規定によ

に係る危険段階の畑作物危険段階基準共済掛金率)を乗じて得た金額の作物共済の共済目的の種類等ごと(蚕繭に係るものにあつては、その者の住所)場合の共済計金率(その者が組合員等である組合等が同条第六項の規係物共済の共済責任期間による種別ごと)に、組合員等の支払うべき共済にあるする第百二十条の十五第一項の区域又は地域の属する危険階級の畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び第百二十条の十五第一項の畑作物共済の共済目的の種類等ごと(蚕繭に係るものにあつては、同項の第十三条の四 国庫は、畑作物共済につき、第百二十条の十四第一項の畑

準共済掛金率)を乗じて得た金額の百分の五十五(蚕繭に係るものにあ つては、二分の一)に相当する金額を負担する。 定めている場合にあつては、その者に係る危険段階の畑作物危険段階基

を負担する。

百分の五十五 (蚕繭に係るものにあつては、二分の一) に相当する金額

(削る。)

第十四条の二 合を含む。 要する経費の て行う農作物共済の共済目的の種類たる水稲についての病虫害の防止に をその区域に含む組合等に対し、当該組合等がその指定した地域におい 囲内において、) の規定により農林水産大臣が指定した地域の全部又は一部 国庫は、 部を補助することができる。 第八十五条第四項(第八十五条の七において準用する場 政令の定めるところにより、 毎会計年度予算の範

ところにより、 前項の規定による補助金に相当する金額は、 一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。 毎会計年度予算で定める

第十八条 代理人をもつて議決権を行うことができる。 八条第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は 農業共済団体の組合員は、定款の定めるところにより、第三十

(略)

前二項の規定により議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

代理人は、 一人以上の組合員を代理することができない。

(略)

第二十二条 以下法人等という。)を除き、出席した組合員たる資格を有する法人等 (農業共済組合を設立する場合にあつては法人及び農業共済資格団体 (設立準備会においては、 出席した組合員たる資格を有する者

第十八条 八条第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、 農業共済団体の組合員は、定款の定めるところにより、第三十 書面又は

代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

なす。 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみ

(略)

第二十二条 以下「法人等」という。)を除き、出席した組合員たる資格を有する法 (農業共済組合を設立する場合にあつては法人及び農業共済資格団体 (設立準備会においては、出席した組合員たる資格を有する者

の他共済規程又は保険規程作成の基本となるべき事項を定めなければなする。)の中から定款及び共済規程又は保険規程の作成に当たるべき者で、(以下「定款等作成委員」という。)を選任し、かつ、区域、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項及び共済掛金の市成に当たるべき者の資格その他定款作成の基本となるべき事項及び共済地を有する帯共済組合の業人等の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会を設立人等の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会を設立

前項の定款等作成委員は、十五人を下つてはならない。

(略)

らない。

(略)

なければならない。 業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によら、定款等作成委員が作成した定款及び共済規程又は保険規程の承認、事

については、この限りでない。ることができる。ただし、区域及び組合員たる資格に関する定款の規定創立総会においては、前項の定款及び共済規程又は保険規程を修正す

(略)

き事項を定めなければならない。 を選任し、かつ、区域、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべ。)の中から定款の作成に当たるべき者 (以下定款作成委員という。) 場合にあつては出席した組合員たる資格を有する帯戦共済組合の業務を場合にあつては出席した組合員たる資格を有する農業共済組合の業務をの業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会を設立するの業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会を設立する

前項の定款作成委員は、十五人を下つてはならない。

(略)

意がなければ、創立総会を開くことができない。 ては、その設立につき農作物共済加入資格者の総数の三分の二以上の同を開かなければならない。ただし、農業共済組合を設立する場合にあつ間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会第二十三条 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、一定の期

(略)

要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必

区域及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、

(略)

できる。 前項の者は、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことが

ればならない。 保険規程及び事業計画書を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなけ第二十四条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款、共済規程又は

(略)

(削る。)

第二十九条 農業共済団体の定款には、次の事項を記載しなければならな |

ſΪ

一
一
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、
、

前項の者は、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

する。

「別のでは、第二十三条第六項又は前項」と読み替えるものと第二項中「前項」とあるのは「第二十三条第六項」と、同条第三項中「で及び民法第六十六条の規定を準用する。この場合において、第十八条創立総会については、第十七条第一項、第十八条第二項から第五項ま

を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。第二十四条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款及び事業計画書

(略)

と認められるときには、設立の認可をしなければならない。
「一方の処分に違反せず、且つ、その事業が健全に行われ、公益に反しない手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政第二十五条 行政庁は、前条第一項の申請があつた場合において、設立の

第二十九条 削除

| 第三十条 | 農業共済団体の定款には、左の事項を記載しなければならない

一〜五 (略)

五の二 共済事業の種類及びその種類別の共済目的の種類又は保険事業

六 共済事業又は保険事業の種類

七 (略)

八 準備金の額及びその積立ての方法

九| ・ 十| (略)

(略)

ければならない。 挙につき選挙区を設けることとしたときは選挙区に関する事項を定めな 又は総代を総会外において選挙することとしたときはその旨、総代の選 選挙管理者、選挙立会人、投票、開票及び当選に関する事項並びに役員 る規定には、選挙期日、選挙に関する通知、候補者の推薦又は立候補、 第一項第七号の役員の選挙に関する規定及び前項の総代の選挙に関す

(略)

第三十条 農業共済組合は、共済規程をもつて、 次の事項を規定しなけれ

共済事業の種類別の共済目的の種類に関する事項

ばならない。

- 共済金額に関する事項
- \equiv 共済掛金及び事務費に関する事項
- 共済責任に関する事項
- 五 四 損害評価会に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、 農林水産省令で定める事項

の種類

五の三 共済金額又は保険金額に関する規定

비 치 共済責任又は保険責任に関する規定 共済掛金又は保険料及び事務費に関する規定

八 (略)

八 の 二 損害評価会に関する規定

九 準備金の額及びその積立の方法

+|+|+|+|-(略)

(略)

ければならない。 挙につき選挙区を設けることとしたときは選挙区に関する事項を定めな 又は総代を総会外において選挙することとしたときはその旨、 選挙管理者、選挙立会人、投票、開票及び当選に関する事項並びに役員 る規定には、選挙期日、選挙に関する通知、候補者の推薦又は立候補 第一項第八号の役員の選挙に関する規定及び前項の総代の選挙に関す 総代の選

(略)

第四十一条 第三十二条の二 役員は、 第三十九条 ٥ IJ 五 四 \equiv \equiv にこれをしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政 議事録を各事務所に備え置き、かつ、農林水産省令の定めるところによ 忠実にその職務を遂行しなければならない。 ばならない。 共済規程又は保険規程及び総会の議決を遵守し、 前項の規定による請求は、 行政庁は、 農業共済組合連合会は、 (略) 組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。 保険料及び事務費に関する事項 保険金額に関する事項 前各号に掲げるもののほか、 損害評価会に関する事項 保険責任に関する事項 第三節 (略) 理事は、 (略 模範共済規程例又は模範保険規程例を定めることができる 管理 定款、共済規程又は保険規程及び総会又は総代会の 法令、法令に基づいてする行政庁の処分、 保険規程をもつて、 理事の全員又は監事の全員について、同時 農林水産省令で定める事項 次の事項を規定しなけれ 農業共済団体のため 定款 第三十二条の二 役員は、 第四十一条 第三十九条 にこれをしなければならない。但し、法令、法令に基いてする行政庁の び総会の議決を遵守し、 事務所に備えて置かなければならない。 置き、かつ、農林水産省令の定めるところにより、 ければならない。 前項の規定による請求は、 (略) 第三節 (略) 理事は、定款及び総会又は総代会の議事録を各事務所に備え (略) 管理 農業共済団体のため忠実にその職務を遂行しな 法令、法令に基いてする行政庁の処分、 理事の全員又は監事の全員について、 組合員名簿を主たる 定款及

同時

第五十九条 第五十一条 第四十三条 ₹ しなければならない。 定款及び共済規程を作成し、 業務を執行する役員を含む。)の中から選任した設立委員が共同して、 の総会において組合員(法人等たる組合員を除き、組合員たる法人等の 政庁に届け出なければならない。 共済規程若しくは保険規程の変更をしたときは、 ければ、その効力を生じない 水産省令で定める事項に係るものを除く。 の請求は、この限りでない。 庁の処分、定款又は共済規程若しくは保険規程の違反を理由とする改選 設立の登記には、 農業共済団体は、 定款又は共済規程若しくは保険規程の変更(軽微な事項その他の農林 (略) 兀 共済規程又は保険規程の変更 (略) (略) (略) (略) 合併によつて農業共済組合を設立するには、 次の事項は、 (略) 次の事項を掲げなければならない。 第二項の農林水産省令で定める事項に係る定款又は 総会の議決を経なければならない。 役員を選任し、その他設立に必要な行為を は 遅滞なく、 行政庁の認可を受けな 各農業共済組合 その旨を行 第五十九条 第五十一条 第四十三条 らない。 _ <u>:</u> 定款を作成し、 業務を執行する役員を含む。)の中から選任した設立委員が共同して、 の総会において組合員(法人等たる組合員を除き、組合員たる法人等の 処分又は定款の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。 設立の登記には、 定款の変更は、 (略) (略) (略) (略) 略) 合併によつて農業共済組合を設立するには、 左の事項は、 (略) 役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければな 行政庁の認可を受けなければ、 左の事項を掲げなければならない。 総会の議決を経なければならない。 その効力を生じない。 各農業共済組合

| 第二十九条第一項第一号から第三号まで及び第十号に掲げる事項

二·三 (略)

(略)

- ものとする。 - 一ものとする。 - 一ものとする。 - 一ものとする。 - 一人のうち樹体共済にあつては第五号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げるがいるがは第三号、果樹共済のうち収穫共済にあつては第四号、果樹共済第八十四条 農業共済組合は、農作物共済にあつては第一号、家畜共済に | 1

|〜三 (略)

四 共済目的 うんしゆうみかん、なつみかん、りんご、ぶどう、なし

る品種に属するもの及び農林水産省令で定める栽培方法、ももその他政令で指定する果樹(農林水産省令で定め

により栽培されているものを除く。)

が置いにない。 ここのででで、 これでは、 では、 これでは、 では、 これでは、 これでは、

による果実の減収及び品質の低下(第百二十条の六第一び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

項第三号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済 (以下

は品質の低下を伴う生産金額の減少)

五・六 (略)

及び管理して、これを栽培することをいう。以下同じ。七 共済目的 施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し

)の用に供する施設(以下「施設園芸用施設」という。

第三十条第一項第一号乃至第三号及び第十一号に掲げる事項

二·三 (略)

(略)

| 〜 三 (略)

四(共済目的)うんしゆうみかん、なつみかん、りんご、ぶどう、なし

る品種に属するもの及び農林水産省令で定める栽培方法、ももその他政令で指定する果樹(農林水産省令で定め

により栽培されているものを除く。)

共済事故(風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因(地震及

による果実の減収及び品質の低下 (特定収穫共済にあつび噴火を含む。) による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

ては、果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少

ر

五・六 (略)

七 共済目的 施設園芸 (農作物の生育条件を一定の施設により調節し

) の用に供する施設 (以下施設園芸用施設という。) の及び管理して、これを栽培することをいう。以下同じ。

第八十五条 (略)

含むものとし、農林水産省令で定める簡易なものを除く ることを防止するための施設 (これらに附属する設備を の施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害され のうち温室その他のその内部で農作物を栽培するため 以下「特定園芸施設」という。)

共済事故 及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載 含む。)による災害、火災、破裂、 風水害、ひよう害その他気象上の原因 (地震及び噴火を 爆発、 航空機の墜落

規程の定めるところにより、家畜共済の共済目的とすることができる。 産省令で定める生育の程度に達したものに限る。以下同じ。)は、共済 子牛等 (前項第三号に掲げる牛以外の牛及び牛の胎児をいい、 農林水

物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

· 略

せて園芸施設共済の共済目的とすることができる。 次に掲げる物は、 共済規程で定めるところにより、 特定園芸施設に併

れるもの(以下「附帯施設」という。 あつて、特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に供さ 農林水産省令で定める施設園芸用施設(特定園芸施設を除く。)で

び畑作物共済に係る農作物その他農林水産省令で定める農作物を除く 特定園芸施設を用いて栽培される農作物(農作物共済、果樹共済及

以下「施設内農作物」という。

(略)

ものとし、農林水産省令で定める簡易なものを除く。 以 とを防止するための施設(これらに附属する設備を含む 設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されるこ 下特定園芸施設という。 うち温室その他のその内部で農作物を栽培するための施

共済事故 物の衝突及び接触、 風水害、ひよう害その他気象上の原因 (地震及び噴火を 及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載 含む。)による災害、火災、破裂、 病虫害並びに鳥獣害 爆発、 航空機の墜落

畜共済の共済目的とすることができる。 に達したものに限る。以下同じ。)は、 げる牛以外の牛及び牛の胎児をいい、農林水産省令で定める生育の程度 肉牛(乳牛以外の牛をいう。以下同じ。 定款の定めるところにより、) の子牛等 (前項第三号に掲 家

(略)

園芸施設共済の共済目的とすることができる 次に掲げる物は、 定款で定めるところにより、 特定園芸施設に併せて

れるもの (以下附帯施設という。) あつて、特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に供さ 農林水産省令で定める施設園芸用施設 (特定園芸施設を除く。)で

び畑作物共済に係る農作物その他農林水産省令で定める農作物を除く 特定園芸施設を用いて栽培される農作物 (農作物共済、 果樹共済及 以下施設内農作物という。)

8

第八十五条 (略)

~ (略)

品質の低下を共済事故としないものとする。 、前条第一項の規定にかかわらず、同項第四号の共済事故のうち果実の第百二十条の八第二項に規定する収穫共済以外の収穫共済においては

~ (略)

第六号までに掲げる共済事業を行うことができる。 済責任に係る保険事業を行う場合に限り、第八十三条第一項第四号から所属する農業共済組合連合会が第百二十一条第二項の規定によりその共農業共済組合(特定組合を除く。第十四項において同じ。)は、その

ないものとする。 わらず、 穫共済に限る。 の共済関係に係る収穫共済(当該収穫共済の共済目的の種類等に係る収 格団体(農林水産省令で定める者に限る。 する者又はその構成員のすべてが当該地域内に住所を有する果樹共済資 の全部又は一部をその区域に含む農業共済組合と当該地域内に住所を有 域のうちから農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域 認することができる見込みがあるものとして第百二十条の六第二項の地 分につき農林水産省令で定めるところによりその品質の程度を適正に確 栽培する当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹に係る果実の相当部 体という。)でその構成員のすべてが当該地域内に住所を有するものが 格団体及び第百二十条の三第一項に規定する団体(以下果樹共済資格団 十五条第一項第四号に規定する栽培を行うことを目的とする農業共済資 済目的の種類等という。) ごとに、 つきその種類たる果樹の品種又は栽培方法に応じて区分を定めたときは その共済目的の種類については、その定めた区分。以下収穫共済の共 収穫共済の共済目的の種類 (農林水産大臣が特定の共済目的の種類に 同項第四号の共済事故のうち果実の品質の低下を共済事故とし)以外の収穫共済においては、 その地域内に住所を有する者又は第)との間に成立する収穫共済 前条第一項の規定にかか

の場合において、第六項中「前項」とあるのは、「第十二項において準前項の規定による指定には、第五項及び第六項の規定を準用する。こ

(略)

第八十五条の三 (略)

(略)

済事業の実施に関する条例」と読み替えるものとする。 第二十六条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において 第二十五条中「定款、 第二項の規定による申請書の提出があつた場合には、第二十五条及び 共済規程若しくは保険規程」とあるのは、「共

(略)

第八十五条の三の二 る事項、 項を規定しなければならない 九条第一項第六号、 共済事業の実施区域並びに共済関係の成立及び消滅に関する事 第八号及び第九号並びに第三十条第一項各号に掲げ 市町村の共済事業の実施に関する条例には、 第 二 十

第八十五条の七 四条第一項から第四項まで並びに第八十五条第一項から第六項まで及び 五条第二項中「当該農業共済組合の組合員」とあるのは「当該市町村と 中「共済規程」 ら第六号までに掲げるものとする。 三条第一項中「次のとおりとする。」とあるのは「第一号及び第三号か 第八項から第十一項までの規定を準用する。 この場合において、第八十 共済事業を行う市町村については、第八十三条、第八十 とあるのは「共済事業の実施に関する条例」と、第八十 」と、第八十四条第二項及び第四項

用する前項」と読み替えるものとする。

前項において準用する第六項の総会の議決には、 第四十四条の二の規

定を準用する。

(略)

第八十五条の三 (略)

(略)

み替えるものとする。 二十五条中「定款」とあるのは、 第二十六条第二項乃至第五項の規定を準用する。 この場合において、第 第二項の規定による申請書の提出があつた場合には、第二十五条及び 「共済事業の実施に関する条例」と読

略)

第八十五条の三の二 定しなければならない。 条第一項第五号の二乃至第七号及び第八号の二乃至第十号に掲げる事項 共済事業の実施区域並びに共済関係の成立及び消滅に関する事項を規 市町村の共済事業の実施に関する条例には、

第八十五条の七 第二項中「当該農業共済組合の組合員」とあるのは「当該市町村との間 四条第一項から第四項まで並びに第八十五条第一項から第六項まで及び ら第六号までに掲げるものとする。」と、第八十四条第二項及び第四項 三条第一項中「次のとおりとする。」 とあるのは「第一号及び第三号か 第八項から第十二項までの規定を準用する。この場合において、 定款」とあるのは「共済事業の実施に関する条例」 共済事業を行う市町村については、第八十三条、第八十 Ļ 第八十

のは はっ いて準用する第八十三条第一項第四号から第六号まで」と、 十三条第一項第四号から第六号まで」とあるのは「第八十五条の七にお は「第八十五条の七において準用する第三項」と、 五条の七において準用する同項」と、同条第九項中「 の七において準用する第一項の規定」と、「同項」とあるのは「第八十 おいて準用する第三項」と、「第一項の規定」とあるのは「第八十五条 会の議決」と、 おいて準用する前項」と、 」と、同条第五項及び第六項中「前項」とあるのは「第八十五条の七に 前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条第一項 条第四項中「その区域」とあるのは「その共済事業の実施区域」 において準用する第八項若しくは第八十五条の八第二項第一号」と、 前項後段若しくは第八項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項 項後段若しくは第八項」とあるのは「第八十五条の七において準用する おいて準用する第八項若しくは第八十五条の八第二項第一号」と、「前 項前段若しくは第八項、 前段若しくは第八項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前 の間に農作物共済の共済関係の存する者」と、「前条第一項」とあるの 項」と読み替えるものとする 第八十五条の七において準用する前条第一項」と、「前項」とある 第八十五条の七において準用する前項」と、 前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条 同条第八項中「第三項」とあるのは「第八十五条の七に 第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項に 同条第六項中「総会の議決」とあるのは「議 同条第十項中「第八 同条第三項中「前項 第三項」とあるの 同条第十一 Ļ 同 \neg

は「第八十五条の七において準用する前項」と、 」と、同条第四項中「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七におい いて準用する第十二項」と読み替えるものとする 第一項」と、 項中「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条 いて準用する第八十三条第一項第四号から第六号まで」と、同条第十一 十三条第一項第四号から第六号まで」とあるのは「第八十五条の七にお は「第八十五条の七において準用する第三項」と、同条第十項中「第八 五条の七において準用する同項」と、同条第九項中「第三項」とあるの の七において準用する第一項の規定」と、「同項」とあるのは「 おいて準用する第三項」と、「第一項の規定」とあるのは「第八十五条 会の議決」と、同条第八項中「第三項」とあるのは「第八十五条の七に て準用する前条第一項」と、同条第五項及び第六項中「前項」とあるの 四項及び第十一項中「その区域」とあるのは「その共済事業の実施区域 いて準用する第八項若しくは第八十五条の八第二項第一号」と、 後段若しくは第八項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項にお 段若しくは第八項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前 て準用する第八項若しくは第八十五条の八第二項第一号」と、「 前項後 段若しくは第八項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項におい 若しくは第八項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前 「第八十五条の七において準用する前項」と、 第八十五条の七において準用する前条第一項」と、「前項」とあるのは に農作物共済の共済関係の存する者」と、「前条第一項」とあるのは「 |項において準用する場合を含む。) 中「総会の議決」とあるのは「議 て準用する前項」 同条第十二 ۲ 項中「 第 十 -前項」 項 とあるのは とあるのは 同条第三項中「 同条第六項 (同条第十 第八十五条の 第八十五条の七にお 同条第 第八十 七にお

第八十五条の十 (略)

えるものとする。 るのは、「共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例」と読み替 場合において、第二十五条中「定款、共済規程若しくは保険規程」とあ 前項の場合には、 第二十五条及び第二十六条の規定を準用する。この

第八十六条 金を組合等に支払わなければならない。 下「共済規程等」と総称する。)の定めるところにより、 組合員等は、共済規程又は共済事業の実施に関する条例(以 定額の共済掛

(略)

第八十七条 ができる。 定により国庫が負担する事務費以外の事務費を組合員等に賦課すること 組合等は、 共済規程等の定めるところにより、第十四条の規

(略)

第八十七条の二 (略)

5

(略)

金を徴収することができる。 からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞 割合を超えない範囲内において共済規程で定める割合で、納期限の翌日 する者から、滞納に係る共済掛金等の額につき年十・七五パーセントの 農業共済組合は、共済規程の定めるところにより、共済掛金等を滞納

(略)

(略)

第八十五条の十 (略)

関する条例の変更に関する条例」と読み替えるものとする。 場合において、第二十五条中「定款」とあるのは、「共済事業の実施に 前項の場合には、第二十五条及び第二十六条の規定を準用する。

第八十六条 支払わなければならない。 款等と総称する。)の定めるところにより、 組合員等は、定款又は共済事業の実施に関する条例(以下定 定額の共済掛金を組合等に

(略)

第八十七条 より国庫が負担する事務費以外の事務費を組合員等に賦課することがで 組合等は、 定款等の定めるところにより、 第十四条の規定に

きる。

(略)

第八十七条の二 (略)

5 (略)

ることができる。 完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収す をこえない範囲内において定款で定める割合で、納期限の翌日からその 者から、滞納に係る共済掛金等の額につき年十・七五パーセントの割合 農業共済組合は、定款の定めるところにより、 共済掛金等を滞納する

第九十三条 (略)

とができる。 とができる。 とができる。 とができる。

(略)

5

することができる。 め必要な施設(次条第一項に規定する施設に該当するものを除く。)を第九十六条 組合等は、共済規程等の定めるところにより、損害防止のた

に付した家畜の診療のため必要な施設をすることができる。 第九十六条の二 組合等は、共済規程等の定めるところにより、家畜共済

利用させることができる。ころにより、家畜共済に付していない牛、馬又は豚につき前項の施設を組合等は、その事業に支障がない場合に限り、共済規程等の定めると

第九十三条 (略)

ことができる。

ことができる。

ことができる。

ことができる。

ことができる。

~ (略)

ことができる。 要な施設(次条第一項に規定する施設に該当するものを除く。)をする第九十六条 組合等は、定款等の定めるところにより、損害防止のため必

した家畜の診療のため必要な施設をすることができる。 第九十六条の二 組合等は、定款等の定めるところにより、家畜共済に付

させることができる。により、家畜共済に付していない牛、馬又は豚につき前項の施設を利用により、家畜共済に付していない牛、馬又は豚につき前項の施設を利用組合等は、その事業に支障がない場合に限り、定款等の定めるところ

第九十八条 (略)

払の責めを免れることができる。第九十九条、次の場合には、組合等は、共済金の全部又は一部につき、支

一・二 (略)

又は悪意若しくは重大な過失によって共済細目書に不実の記載をした四、組合員等が第百五条第一項の規定による共済細目書の提出を怠り、

五 (略)

よつて不実の通知をしたとき。を含む。)の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に五(第百二十条の十八及び第百二十条の二十五において準用する場合六 組合員等が第百五条第五項、第百十三条の二若しくは第百二十条の

七 (略)

重要な事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によつてこれを通知。以下「特定園芸施設等」という。)に関する農林水産省令で定める第四項の規定により共済目的とした附帯施設又は施設内農作物を含む当該申込みに係る果樹、農作物、蚕繭又は特定園芸施設(第八十四条外の第一項の規定による申込みをした組合員等が、当該申込みの際、八、第百二十条の二第一項、第百二十条の十二第一項又は第百二十条の八

第九十八条 (略)

ばならない。
定款等の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合等に通知しなけれ、組合員等は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、

払の責を免れることができる。第九十九条、次の場合には、組合等は、共済金の全部又は一部につき、支

一・二 (略)

重大な過失に因って不実の通知をしたとき。 組合員等が第九十八条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは

又は悪意若しくは重大な過失に因って共済細目書に不実の記載をした四(組合員等が第百五条第一項の規定による共済細目書の提出を怠り、

五 (略)

とき。

よつて不実の通知をしたとき。 を含む。)の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に五(第百二十条の十八及び第百二十条の二十五において準用する場合六 組合員等が第百五条第三項、第百十三条の二若しくは第百二十条の

七 (略)

な事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によつてこれを通知せず。以下特定園芸施設等という。)に関する農林水産省令で定める重要第四項の規定により共済目的とした附帯施設又は施設内農作物を含む当該申込みに係る果樹、農作物、蚕繭又は特定園芸施設(第八十四条八)第百二十条の二第一項、第百二十条の十二第一項又は第百二十条の

び過失によつてこれを知らなかつたときを除く。)。せず、又は不実の通知をしたとき(組合等がこれを知つていたとき及

(略

(略)

。 した共済細目書を提出し、かつ、共済掛金を払い込まなければならない の開始する時までに、組合等に、共済目的を明らかにすべき事項を記載 特別の定めをした場合を除いては、毎年農作物共済に係る共済責任期間 第百五条 組合員等は、農林水産省令の定めるところにより共済規程等で

により共済規程等でこれを定める。前項の共済細目書に記載すべき事項は、農林水産省令の定めるところ

は、当該共済細目書を提出したものとみなす。

「破的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員が産省令で定めるところにより、当該共済細目書に記載すべき事項を電機業共済組合の組合員は、第一項の共済細目書の提出に代えて、農林

法を除く。)により行われた当該共済細目書に記載すべき事項の提供は前項前段の電磁的方法(第三十六条第三項の農林水産省令で定める方

失によつてこれを知らなかつたときを除く。)。、又は不実の通知をしたとき(組合等がこれを知つていたとき及び過

(略)

を有しない。

(略)

共済細目書を提出し、かつ、共済掛金を払い込まなければならない。始する時までに、組合等に、共済目的を明らかにすべき事項を記載したの定めをした場合を除いては、毎年農作物共済に係る共済責任期間の開第百五条 組合員等は、農林水産省令の定めるところにより定款等で特別

により定款等でこれを定める。前項の共済細目書に記載すべき事項は、農林水産省令の定めるところ

がされた時に当該農業共済組合に到達したものとみなす。、農業共済組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録

旨を組合等に通知しなければならない。たときは、組合員等は、共済規程等の定めるところにより遅滞なくその第一項の規定により提出した共済細目書に記載した事項に変更を生じ

めるところにより組合等が共済規程等で定めるものとする。 第百六条 農作物共済の共済金額は、次の金額であつて農林水産省令で定し

数量に口の割合を乗じて得た数量に相当する数を乗じて得た金額等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当たり共済金額に、イの内、一、という。)ごと及び農作物共済の共済目的の種類については、その定めた区分。以下「農作物共済の種類については、その定めた区分。以下「農作物共済の大済目的の種類(農林水産大臣が特定の共済目的の種類につきその、共済目的の種類(農林水産大臣が特定の共済目的の種類につきその

四項の規定により定められる基準収穫量イー当該耕地の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第百九条第

を差し引いて得た割合口の規定により共済規程等で定められる割合

乗じて得た金額り共済金額に、イの数量に口の割合を乗じて得た数量に相当する数を二 農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、単位当た

百九条第四項の規定により定められる基準収穫量の合計耕作を行う耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第一の場談組合員等が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の

ロ 一から第百九条第二項の規定により共済規程等で定められる割合

組合等に通知しなければならない。たときは、組合員等は、定款等の定めるところにより遅滞なくその旨を第一項の規定により提出した共済細目書に記載した事項に変更を生じ

第百六条 が、 で定めていた共済金額とすることができる。 組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞれ当該組合等が定款等 済掛金標準率の一般の改定の次の一般の改定までの間は、 う次条第五項の規定による農作物通常共済掛金標準率及び農作物異常共 つた場合については、 上の市町村に係る廃置分合(以下農業共済組合の合併等という。 区域につき共済事業を開始する場合に限る。 合からの第八十五条の二第一項の申出に係る市町村の共済事業の開始(第一号に掲げる金額とする。 款等で定めるものとし、その他の共済目的の種類に係るものにあつては るものにあつては次の各号のいずれかに掲げる金額であつて組合等が定 二以上の農業共済組合からの申出による場合又は共済事業を行う市町村 従前の実施区域のほか、 農作物共済の共済金額は、 当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に行 農業共済組合からの申出により新たな実施 ただし、 政令で指定する共済目的の種類に係 農業共済組合の合併、)又は共済事業を行う二以 当該農業共済 農業共済組)があ

る農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当たり共済金額に、当該耕地済目的の種類等という。)ごと及び農作物共済の共済目的の種類等たの共済目的の種類については、その定めた区分。以下農作物共済の共種類たる農作物の品種、栽培方法等に応じて区分を定めたときは、それ済目的の種類(農林水産大臣が特定の共済目的の種類につきその

を差し引いて得た割合

- 乗じて得た金額 り共済金額に、イの数量に口の割合を乗じて得た数量に相当する数を三 農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、単位当た
- 条第四項の規定により定められる基準収穫量の合計イー当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第百九
- を差し引いて得た割合口の規定により共済規程等で定められる割合ののである。

額より定められる基準収穫量の百分の七十に相当する数を乗じて得た金の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第百九条第四項の規定に

- 分の八十に相当する数を乗じて得た金額に係る第百九条第四項の規定により定められる基準収穫量の合計の百合農作物の耕作を行う耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に共済金額に、当該組合員等が当該農作物共済の共済目的の種類等た 農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、単位当た
- 数を乗じて得た金額とする。

 数を乗じて得た金額とする。

 数を乗じて得た金額とする。

 数を乗じて得た金額とする。

 数を乗じて得た金額とする。

 数を乗じて得た金額とする。

 数を乗じて得た金額とする。

 数を乗じて得た金額とする。

 数を乗じて得た金額とする。
- たる農作物に係る収穫量を適正に確認することができる見込みがあるも種類たる農作物の耕作を行うもの(当該農作物共済の共済目的の種類等前項に規定する組合員等以外の組合員等で政令で指定する共済目的の

とに、 格に相当する額を限度として農林水産大臣が定める二以上の金額につき 農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める金額と 前項各号の単位当たり共済金額は、農作物共済の共済目的の種類等ご 当該農作物共済の共済目的の種類等に係る収穫物の単位当たり価

第百七条 の程度を区分する要因となる事項により農林水産大臣が定める別をいう を共済事故としない農作物共済とその他の農作物共済との別その他危険 条の七において準用する場合を含む。)の規定により水稲につき病虫害 と、農作物共済の共済事故等による種別 (第八十五条第四項 (第八十五 以下同じ。 農作物共済の共済掛金率は、農作物共済の共済目的の種類等ご) ごと及び組合等の区域 (農業共済組合にあつてはその区

域

共済事業を行う市町村にあつてはその共済事業の実施区域をいう。

数を乗じて得た金額とする。 四項の規定により定められる基準収穫量の合計の百分の九十に相当する 済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、 目的の種類等に係る共済金額は、 農作物共済の共済関係に係る農作物共済における当該農作物共済の共済 のとして農林水産省令で定める者に限る。) と組合等との間に成立する 当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第百九条第 第 項の規定にかかわらず、 単位当たり共済金額に

百六条第四項において準用する前項」 規定を準用する。 第二項の規定による地域の指定には、 前項において準用する第八十五条第六項の総会の議決には、第四十四 この場合において、 同項中 と読み替えるものとする。 第八十五条第五項及び第六項の 前項」 とあるのは、 第

の種類等に係る収穫物の単位当たり価格に相当する額を限度として農林 は、農作物共済の共済目的の種類等ごとに、当該農作物共済の共済目的 条の二の規定を準用する。 第 一項第一号及び第二号、 第二項並びに第三項の単位当たり共済金額

り組合等が定款等で定める金額とする。

水産大臣が定める二以上の金額につき農林水産省令で定めるところによ

第百七条 域 の程度を区分する要因となる事項により農林水産大臣が定める別をいう を共済事故としない農作物共済とその他の農作物共済との別その他危険 条の七において準用する場合を含む。)の規定により水稲につき病虫害 と、農作物共済の共済事故等による種別(第八十五条第四項(第八十五 以下同じ。) ごと及び組合等の区域 (農業共済組合にあつてはその区 - 共済事業を行う市町村にあつてはその共済事業の実施区域をいう。 農作物共済の共済掛金率は、農作物共済の共済目的の種類等ご

金率とすることができる。 等の区域ごとに、それぞれ当該組合等が共済規程等で定めていた共済掛 が一般に改定されるまでの間は、 の規定により農作物通常共済掛金標準率及び農作物異常共済掛金標準率 場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第五項 村に係る廃置分合 (以下「農業共済組合の合併等」という。) があつた き共済事業を開始する場合に限る。 の実施区域のほか、 農業共済組合からの申出による場合又は共済事業を行う市町村が、 第八十五条の二第 済規程等で定める。 以下同じ。)ごとに農作物基準共済掛金率を下らない範囲内において共 ただし、 農業共済組合からの申出により新たな実施区域につ 項の申出に係る市町村の共済事業の開始 (二以上の 農業共済組合の合併、 当該農業共済組合の合併等の前の組合 又は共済事業を行う二以上の市町 農業共済組合からの 従前

(略)

する。 区域に係る同項の農作物基準共済掛金率に一致するように定めるものと 重みとする各農作物危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の 県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を めるものとし、 作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定 る。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の農 危険段階の別を定め、 済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて 済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、 組合等は、 第一項の規定による共済掛金率に代えて、農作物共済の共 その農作物危険段階基準共済掛金率は、 その危険段階別の共済掛金率を定めることができ 組合等が都道府 共

、それぞれ当該組合等が定款等で定めていた共済掛金率とすることがでれるまでの間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに作物通常共済掛金標準率及び農作物異常共済掛金標準率が一般に改定さ、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第五項の規定により農款等で定める。ただし、農業共済組合の合併等があつた場合については以下同じ。)ごとに農作物基準共済掛金率を下らない範囲内において定

(略)

(略)

(略)

第百九条 を共済金として当該組合員等に支払うものとする。 た数量を超えた場合に、第百六条第一項第一号の単位当たり共済金額に 省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得 ない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産 のとする。次項において同じ。) がその基準収穫量に百分の三十を下ら を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうも める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、 移植できなかつたこと又は発芽しなかつたことその他農林水産省令で定 をいうものとし、 従い認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量 共済目的の減収量 (その耕地の基準収穫量から第九十八条の二の準則に 共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、共済事故による 共済については、 その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額 組合等は、 次条の本田移植期又は発芽期において共済事故により 農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の 次項及び第三項に規定する農作物共済以外の農作物 実損害額

、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めとに、当該組合員等が当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計においてとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計におりの一十を下らない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た数量を超えた場合に、同号の単位当たり共済金額に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済については、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとの超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済に関係では、第百六条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする農作組合等は、第百六条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする農作

第百九条 のとする。 める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、 て当該組合員等に支払うものとする 部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金とし た場合に、第百六条第一項第一号の単位当たり共済金額に、 を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうも 移植できなかつたこと又は発芽しなかつたことその他農林水産省令で定 をいうものとし、 従い認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量 共済目的の減収量 (その耕地の基準収穫量から第九十八条の二の準則に 共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、共済事故による 共済については、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の 組合等は、 次項において同じ。) がその基準収穫量の百分の三十を超え 次条の本田移植期又は発芽期において共済事故により 次項及び第三項に規定する農作物共済以外の農作物 その超えた 実損害額

合員等に支払うものとする。

は合等は、第百六条第一項第二号の単位当たり共済金額を共済金として当該組法済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の二十を超えた部分の数共済目的の種類等にと及び組合員等ごとに、当該組合員等が当該共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が当該量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金額とすること組合等は、第百六条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とすること

を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。 済金額に、 等で定める割合を乗じて得た数量を超えた場合に、同号の単位当たり共 以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程 量の合計に百分の十を下らない範囲内において農林水産大臣が定める二 農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。 ある耕地については、その差し引いて得た数量を、 かつたこと又は発芽しなかつたことその他農林水産省令で定める事由の とし、次条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できな 済目的の種類等に係る農作物の収穫量を差し引いて得た数量をいうもの 則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該農作物共済の共 済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計から第九十八条の二の準 とに、共済事故による共済目的の減収量 (当該組合員等の当該農作物共 物共済については、 が当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫 組合等は、 その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当 第百六条第一項第三号に掲げる金額を共済金額とする農作 農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ご 実損害額を勘案して

(略)

かじめ当該組合等の損害評価会の意見を聴かなければならない。 の額を認定するに当たつては、共済規程等の定めるところにより、あら第百十条の二 組合等は、その支払うべき農作物共済の共済金に係る損害

等をいう。以下同じ。)、肉用牛等(乳牛の雌等及び種雄牛以外の牛並第百十一条 乳牛の雌等(乳牛の雌及び農林水産省令で定める乳牛の子牛

当該組合員等に支払うものとする。 分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として ぞれ第百六条第二項又は第三項の単位当たり共済金額に、その超えた部 目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の十を超えた場合に、 得た数量をいうものとする。) が当該組合員等の当該農作物共済の共済 数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して 農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た て共済事故により移植できなかつたこと又は発芽しなかつたことその他 し引いて得た数量をいうものとし、次条の本田移植期又は発芽期におい 合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量を差 合計から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組 当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量 る共済目的の種類に係る農作物共済については、 組合等は、 第百六条第二項又は第三項に規定する金額を共済金額とす 農作物共済の共済目的

(略)

め当該組合等の損害評価会の意見を聴かなければならない。 の額を認定するに当たつては、定款等の定めるところにより、あらかじ第百十条の二 組合等は、その支払うべき農作物共済の共済金に係る損害

| 牛の胎児をいう。以下同じ。)、種雄馬以外の馬、種豚又は肉豚(以下||第百十一条 | 乳牛の雌、肉用牛等 (乳牛の雌及び種雄牛以外の牛並びに肉

承諾することによつて、成立するものとする。

承諾することによつて、成立するものとする。)、種雄馬以外の馬、種豚びに乳牛以外の牛の胎児をいう。以下同じ。)、種雄馬以外の馬、種豚びに乳牛以外の牛の胎児をいう。以下同じ。)、種雄馬以外の馬、種豚びに乳牛以外の牛の胎児をいう。以下同じ。)、種雄馬以外の馬、種豚びに乳牛以外の牛の胎児をいう。以下同じ。)、種雄馬以外の馬、種豚びに乳牛以外の牛の胎児をいう。以下同じ。)、種雄馬以外の馬、種豚びに乳牛以外の牛の胎児をいう。以下同じ。)、種雄馬以外の馬、種豚

一

る。ず、前項の規定の例により家畜共済の共済関係を成立させることができず、前項の規定の例により家畜共済の共済関係を成立させることができ令で定める特別の事由があるものについては、第一項の規定にかかわら包括共済対象家畜(子牛等及び肉豚を除く。)であつて、農林水産省

に係る家畜共済に付されるものとする。その者の飼養している家畜が当年では馬若しくは年の胎児で同条第二項の農林水産省令で定める生育の係る共済責任が始まつていないときは、その共済責任の始まつた時)に係る共済責任が始まつていないときは、その共済責任の始まつた時)に係る共済責任が始まつていないときは、その共済責任の始まつた時)に係る対議を表しているもの、馬又は種豚は、当該組合等の当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる関係の成立の後に当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる第百十一条の六 組合等との間に包括共済関係の存する者が当該包括共済

ることによつて、成立するものとする。 包括共済対象家畜と総称する。)に係る家畜共済の共済関係は、農業共包括共済対象家畜と総称する。)に係る表別では、その者の飼養する肉豚で同の子牛等を含む。)、同号に掲げる馬又は同号に掲げる種豚であるものの子牛等を含む。)、同号に掲げる馬又は同号に掲げる種豚であるものに掲げる牛(肉牛の子牛等を共済目的とする家畜共済にあつては、肉牛ごとに、その者の飼養する包括共済対象家畜で第八十四条第一項第三号に組合等の家畜共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾するに掲げる年のであるものとする。)に係る家畜共済の共済関係は、農業共包括共済対象家畜と総称する。)に係る家畜共済の共済関係は、農業共

(略)

ができる。 かわらず、前項の規定の例により家畜共済の共済関係を成立させること水産省令で定める特別の事由があるものについては、第一項の規定にか「包括共済対象家畜(肉牛の子牛等及び肉豚を除く。)であつて、農林

下では、当該組合等の当該包括共済関係に係る家畜共済に付されるものとり、 時に当該組合等の当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たるり、 一時に当該組合等の当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たるり、 一時に当該組合等の当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たるり、 一項第三号に掲げるもの又は肉牛で で同条で定める生育の程度に達しているもの又は肉牛で で同条で第八十四条第一項第三号に掲げるもの又は肉牛で で同条での成立の後に当該包括共済関係の存する者が当該包括共済

林水産省令で定める生育の程度に達したときも、また同様とする。となつたとき又はその者の飼養している牛若しくは牛の胎児が同項の農該包括共済対象家畜の種類たる牛、馬若しくは種豚で同号に掲げるもの

馬又は種豚についても、また前項前段と同様とする。 児で同条第二項の農林水産省令で定める生育の程度に達しているもの、 「項第三号に掲げるものを飼養していたときは、当該牛若しくは牛の胎 係る包括共済対象家畜の種類たる牛又は馬若しくは種豚で第八十四条第 該権利義務を承継した者がその承継前から引き続き当該包括共済関係に 関いていたときは、当該牛若しくは中の胎 でにより包括共済関係に関し権利義務の承継があつた場合において、当 定により包括共済関係に関し権利義務の承継があつた場合において、当

(略)

申出に係る子牛等を共済目的としないものとする。に係る共済掛金期間内は、第八十四条第二項の規定にかかわらず、当該前項の申出があつたときは、当該包括共済関係においては、当該申出

| めがある場合を除いては、組合等が組合員等から共済掛金の支払 (第八第百十二条 組合等の家畜共済に係る共済責任は、共済規程等に特別の定

きも、また同様とする。ている|||の時本水産省令で定める生育の程度に達したとている|||の時間が同項の農林水産省令で定める生育の程度に達したと、馬若しくは種豚で同号に掲げるものとなつたとき又はその者の飼養しする。その者の飼養している家畜が当該包括共済対象家畜の種類たる牛する。その者の飼養している家畜が当該包括共済対象家畜の種類たる牛

前段と同様とする。

(略)

| る場合を除いては、組合等が組合員等から共済掛金の支払(第八十六条| 第百十二条 組合等の家畜共済に係る共済責任は、定款等に特別の定があ

に付された時から始まる。包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜については、その家畜共済る。ただし、その日以後第百十一条の六第一項又は第二項の規定によりされる場合にあつては、その第一回の支払)を受けた日の翌日から始ま十六条第一項の共済規程等の定めるところに従い共済掛金の分割支払が

ることができる。する。ただし、特別の事由があるときは、共済規程等で別段の定めをすまる。ただし、特別の事由があるときは、共済規程等で別段の定めをす第八十四条第一項第三号に規定する肉豚に係る期間に相当する期間)と家畜共済に係る共済掛金期間は、一年 (肉豚に係るものにあつては、

(略)

申し出た金額とする。 単し出た金額とする。 単し出た金額とする。

> から始まる。 に係る家畜共済に付された家畜については、その家畜共済に付された時その日以後第百十一条の六第一項又は第二項の規定により包括共済関係にあつては、その第一回の支払)を受けた日の翌日から始まる。但し、第一項の定款等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合

とができる。 ただし、特別の事由があるときは、定款等で別段の定めをするこ第八十四条第一項第三号に規定する肉豚に係る期間に相当する期間)と家畜共済に係る共済掛金期間は、一年 (肉豚に係るものにあつては、

(略)

組合等に通知しなければならない。
く。)を生じたときは、定款等の定めるところにより遅滞なくその旨を済関係に係る共済目的に農林水産省令で定める異動(死亡及び廃用を除第百十三条の二(組合等との間に包括共済関係の存する者は、当該包括共

(略)

生ずるものとする。 生ずるものとする。 生ずるものとする。 との 大済関係に係る家畜共済の共済価額が第百十一条の六第一項又は 包括共済関係に係る家畜共済の共済価額が第百十一条の六第一項又は 包括共済関係に係る家畜共済の共済価額が第百十一条の六第一項又は 生ずるものとする。

(略)

第百十四条の二 家畜共済の共済価額は、次の金額とする。

家畜の価額を合計した金額等ごとに、当該組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係るも包括共済関係にあつては、包括共済対象家畜の種類ごと及び組合員目的としない家畜共済に係るもの並びに種雄馬以外の馬及び種豚に係利牛の雌等及び肉用牛等に係る包括共済関係であつて子牛等を共済

ごと及び組合員等ごとに次の価額を合計した金額目的とする家畜共済に係るものにあつては、包括共済対象家畜の種類二 乳牛の雌等及び肉用牛等に係る包括共済関係であつて子牛等を共済

1・口 (略)

三・四 (略)

(略)

包括共済関係に係る家畜共済の共済価額が第百十一条の六第一項又は、日野原による共済目的の異動により増加したときは、組合員等は、当該共済掛金のであるところにより、当該共済掛金期間の対象ところにより、当該共済掛金期間の中途においても、農林水産省令の定めるところにより、当該共済掛金期間の中途においても、農林水産省令の定めるところにより、当該共済財金期間の中途においても、農林水産省令の定めるところにより第二項の規定による共済目的の異動により増加したときは、組合員等はあつては、その第一回の支払)を受けた日の翌日からその効力を生ず第一項の定款等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払)を受けた日の翌日からその効力を生ず第一項の定款等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合の定数をは、組合員等は第二項の規定による共済目的の異動により増加したときは、組合員等はの指共済関係に係る家畜共済の共済価額が第百十一条の六第一項又はもおいた。

(略)

第百十四条の二 家畜共済の共済価額は、左の金額とする

る家畜の価額を合計した金額 員等ごとに、当該組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係畜共済に係るものにあつては、包括共済対象家畜の種類ごと及び組合牛等に係る包括共済関係であつて肉牛の子牛等を共済目的としない家一 乳牛の雌、種雄馬以外の馬及び種豚に係る包括共済関係並びに肉用

た金額る家畜共済に係るものにあつては、組合員等ごとに次の価額を合計し、肉用牛等に係る包括共済関係であつて肉牛の子牛等を共済目的とす

7・口 (略)

三・四 (略)

略)

より、 の胎児及び同項第三号の肉豚の価額は、 済関係に係る牛の胎児であつたことのあるものに限る。 第 項第一 |号イの牛 (その共済掛金期間中に、 農林水産省令で定めるところに 同号に規定する包括共 同号口の牛

組合等が定める金額とする。

第百十五条 いて同じ。) ごとに、次の各号の率を合計した率とする。 の類似性を勘案して農林水産大臣が定める種類をいう。以下この条にお 項第三号及び同条第二項に掲げる共済目的につき、共済事故の発生態様 家畜共済の共済掛金率は、共済目的の種類(第八十四条第一

するため共済金の支払の対象としないことを相当とするものとして農 いて同じ。)を下らない範囲内において共済規程等で定める率 害に対応する共済掛金割引標準率甲を差し引いて得た率。 適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損 八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき 診療技術料等以外のものに対応する共済掛金標準率甲(第百十一条の 林水産省令で定めるものを除く。次号において同じ。)のうち次号の 害 (疾病及び傷害の診療に要する費用の一部で適正な診療の確保に資 ものを除く。以下この号及び次号において同じ。)及び傷害による損 を除く。)による損害並びに疾病(第三号の家畜異常事故に該当する 死亡及び廃用 (これらのうち第三号の家畜異常事故に該当するもの 第十項にお

略

牛の胎児の価額と同額とする。 る包括共済関係に係る牛の胎児であつたことのあるものの価額は、 第 項第二 一号イの牛であつて、 その共済掛金期間中に、 同号に規定す

より、 一項第二号口の牛の胎児の価額は、 その母牛の価額を基礎として算定される金額とする。 農林水産省令の定めるところに

第一項第三号の肉豚の価額は、 農林水産省令で定めるところにより、

組合等が定める金額とする。

第百十五条 項第三号及び同条第二項に掲げる共済目的につき、共済事故の発生態様 いて同じ。) ごとに、次の各号の率を合計した率とする。 の類似性を勘案して農林水産大臣が定める種類をいう。以下この条にお 家畜共済の共済掛金率は、共済目的の種類(第八十四条第

いて同じ。) を下らない範囲内において定款等で定める率 害に対応する共済掛金割引標準率甲を差し引いて得た率。 適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損 林水産省令で定めるものを除く。次号において同じ。)のうち次号の するため共済金の支払の対象としないことを相当とするものとして農 ものを除く。以下この号及び次号において同じ。)及び傷害による損 八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき 診療技術料等以外のものに対応する共済掛金標準率甲 (第百十一条の 害(疾病及び傷害の診療に要する費用の一部で適正な診療の確保に資 を除く。)による損害並びに疾病(第三号の家畜異常事故に該当する 死亡及び廃用 (これらのうち第三号の家畜異常事故に該当するもの 第十項にお

率を超えない範囲内において共済規程等で定める率で超えない範囲内において「共済規程等で定める率で、第十項において同じ。)を下らず、農林水産大臣の定める、の、第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係定めるもの(以下「診療技術料等」という。)に対応する共済掛金標定めるもの(以下「診療技術料等」という。)に対応する共済掛金標にあるで、 疾病及び傷害による損害のうち診療に要する費用で農林水産省令で

(略)

第三号の率を合計した率とする。の場合には、その危険段階別の共済掛金率は、次の各号の率及び第一項階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段ごと及び前項の規定により農林水産大臣が定める地域ごとに、共済事故ごとの、第一項の規定による共済掛金率に代えて、共済目的の種類

超えない範囲内において定款等で定める率に対応する共済掛金期間につき適用すべき共済掛金割引標準率乙を差し引いて得共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率乙を差し引いて得共済事故による損害に対応する共済掛金率については、当該申出に係る共済物金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共産のるもの(以下診療技術料等という。)に対応する共済掛金標準率にあるもの(以下診療技術料等という。)に対応する共済掛金標準率にあるもの(以下診療技術料等という。)に対応する共済対金標準率にある。

項において同じ。)を下らない範囲内において定款等で定める率で入る、 下家畜異常事故という。)による損害(家畜異常事故に該当する疾病下家畜異常事故という。)による損害(家畜異常事故に該当する疾病下する共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故に該当する疾病下する共済掛金車のには、当該申出に係る共済事故に該当する疾病である。)による損害(家畜異常事故に該当する疾病になど廃用並びに伝染性の疾病のうち農林水産省令で定めるもの(以)による死病において同じ。)を下らない範囲内において定款等で定める事は、 では、当該申出に係る共済事故に該当する疾病では、当該申出に係る共済事故に該当する疾病を差し引いて得た率。第十項及び第十一条の八第一体を共済を表して、第一体のでは、当該申出に係る共済事故による損害に対して、第一体の対象として、対象を表し引いて、第一体の対象を表し引いて、第一体の対象を表します。)による死において、対象を表します。

(略)

第三号の率を合計した率とする。の場合には、その危険段階別の共済掛金率は、次の各号の率及び第一項階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段ごと及び前項の規定により農林水産大臣が定める地域ごとに、共済事故ご合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、共済目的の種類

おいて同じ。)を下らない範囲内において共済規程等で定める率の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十一項にき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応の申出があつたときは、当該申出に係る共済事故による損害に対応当該危険段階の危険段階共済掛金標準率甲(第百十一条の八第一項

おいて同じ。)を下らない範囲内において共済規程等で定める率の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十一項にする第一項第二号の共済掛金割引標準率乙を基礎として農林水産省令の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべ一 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率乙(第百十一条の八第一項

(略)

おいて同じ。)を下らない範囲内において定款等で定める率の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十一項にする第一項第一号の共済掛金割引標準率甲を基礎として農林水産省令の申出があつたときは、当該申出に係る共済事故による損害に対応当該危険段階の危険段階共済掛金標準率甲(第百十一条の八第一項

おいて同じ。)を下らない範囲内において定款等で定める率の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十一項にする第一項第二号の共済掛金割引標準率乙を基礎として農林水産省令の申出があつたときは、当該申出に係る共済事故による損害に対応二 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率乙(第百十一条の八第一項

(略)

率の合計率)を算術平均した率とする。 包括共済関係に係る家畜共済でその共済目的が二以上の共済目的の種類にわたるもの(以下多種包括共済という。)の共済掛金率は、第一項第二号のでは、当該組合員等に係る危険段階の同項各号の率及び第一項において同額(第百十四条の二第一項第二号口の価額を含む。第十二項において同額(第三項の規定にかかわらず、当該包括共済関係に係る家畜で当該組類にわたるもの(以下多種包括共済という。)の共済掛金率は、第一項類にわたるもの(以下多種包括共済という。)の共済掛金率は、第一項類にわたるもの(以下多種包括共済でその共済目的が二以上の共済目的の種

率とすることができる。 組合等は、多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類に係る多種包括共済の共済掛金 適用すべき当該包括共済対象家畜の種類に係る多種包括共済の共済掛金 との当該種類の家畜の飼養頭数の共済目的の種類別の比率がおおむね等 との当該種類の家畜の飼養頭数の共済目的の種類別の比率がおおむね等 との当該種類の家畜の飼養頭数の共済目的の種類別の比率がおおむね等 との当該種類の家畜の飼養頭数の共済目的の種類別の比率がおおむね等 との当該種類の家畜の飼養のところにより、次 関する条件が農林水産省令の区域における当該種類の家畜の飼養に との当該種類の家畜の飼養の区域における当該種類の家畜の飼養に の各号の率を合計した率を第十三項の規定による改定までの期間につき との当該種類の家畜の飼養の区域における当該種類の家畜の飼養に の各号の率を合計した率を第十三項の規定による改定までの期間につき との当該種類の家畜の飼養頭数の共済目的の種類別の比率がおおむね等 との当該種類の家畜の飼養頭数の共済目的の種類別の比率がおおむね等

当該組合等の当該多種包括共済に付される包括共済対象家畜の価額当該組合等の当該多種包括共済旧的の種類ごとの合計額の見込額を重みとして当該共済目のの当該共済目的の種類ごとの合計額の見込額を重みとして当該共済目の当該共済目的の種類ごとの合計額の見込額を重みとして当該共済目の価額当該組合等の当該多種包括共済が出て得たの共済対金率を差し引いて得たの共済対金率を差し引いて得たの共済対金率を差し引いて得たの共済対金標準率甲を算術平均して得たの共済対金される率を差し引いて得たの共済対金標準率甲を算術平均して得たの共済対金率を差し引いて得たの共済対金額を重みとして当該共済目の当該組合等の当該多種包括共済に付される包括共済対象家畜の価額当該組合等の当該多種包括共済に付される包括共済対象家畜の価額

て得た率。第十項において同じ。)を下らず、前号の見込額を重みと礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引い第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛が、共済掛金標準率のを算術平均して得た多種包括共済掛金標準率乙(前号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第二号

率とすることができる。組合等は、多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類にのき当該組合等ができる。個別の大部分の組合員等につき当該組合等のによる共済掛金率に代えて、農林水産省令の定めるところにより、次関する条件が農林水産省令で定める基準に適合する場合には、前項の規定による共済掛金率に代えて、農林水産省令の定めるところにより、次定による共済掛金率に代えて、農林水産省令の定めるところにより、次定による共済掛金率に代えて、農林水産省令の定めるところにより、次定による共済対金率とすることができる。

らない範囲内において定款等で定める率 当該組合等の当該多種包括共済に付される包括共済対象家畜の価額 当該組合等の当該多種包括共済情報の重要を差し引いて得たの共済対金期間につき適用すべき共済対金率につかに、当該申出に係る共済対金期間につき適用すべき共済対金率については、当該申出に係る共済対金期間につき適用すべき共済対金率については、当該申出に係る共済対金期間につき適用すべき共済対金率については、当該申出に係る共済対金期間につき適用すべき共済対金率については、当該申出に係る共済対金期間につき適用すべき共済対金率については、当該申出に係る共済対のによる技術がある。第十項において同じ。)を下の共済対金に対しては、当該組合等の当該多種包括共済に付される包括共済対象家畜の価額当該組合等の当該多種包括共済に付される包括共済対象家畜の価額

て得た率。第十項において同じ。)を下らず、前号の見込額を重みと礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引い第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金標準率乙を算術平均して得た多種包括共済掛金標準率乙(前号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第二号

において共済規程等で定める率率を算術平均して得た多種包括共済掛金率乙限度率を超えない範囲内して当該共済目的の種類ごとの第一項第二号の農林水産大臣の定める

において共済規程等で定める率 第一号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第三 第一号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第三 第一号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第三 第一号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第三

(略)

Ś

第六項の価額及び第七項第一号の価額には、前条第二項及び第三項の

(略)

規定を準用する。

とする。
とする。
とする。
となび共済掛金期間ごとに、共済金額に応じ及び前条第二項の地域別そと及び共済掛金期間ごとに、共済金額に応じ及び前条第二項の地域別そと及び共済掛金期間ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ご済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、組合員等ご第百十六条 家畜共済に係る共済金は、次の金額とする。ただし、包括共一

定める方法によつて算定された損害の額に共済金額の共済価額に対す畜の価額により、農林水産省令の定めるところにより、共済規程等で一一死亡又は廃用により支払うものにあつては、当該共済事故に係る家

において定款等で定める率率を算術平均して得た多種包括共済掛金率乙限度率を超えない範囲内して当該共済目的の種類ごとの第一項第二号の農林水産大臣の定める

において定款等で定める率 第一号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第三 第一号の見込額を重みとして当該共済掛金標準率内を 第一号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第三 第一号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第三 第一号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第三

(略)

Ś

での規定を準用する。第六項の価額及び第七項第一号の価額には、前条第二項から第四項ま

(略)

る方法によつて算定された損害の額に共済金額の共済価額に対する割畜の価額により、農林水産省令の定めるところにより、定款等で定め一 死亡又は廃用により支払うものにあつては、当該共済事故に係る家

る割合 (その割合が百分の八十を超えるときは、百分の八十) を乗じ

て得た額

二 (略)

-----前項第二号の損害の額は、農林水産省令の定めるところにより、共済

規程等で定める方法によつてこれを算定する。

()

第一項第一号の家畜の価額には、第百十四条の二第二項及び第三項の

規定を準用する。

第百二十条の二 があるときは、その農林水産省令で定める事由に該当する果樹以外の当 立させないことを相当とする農林水産省令で定める事由に該当する果樹 なるおそれがあるためこれにつき収穫共済又は樹体共済の共済関係を成 見通される等果樹共済事業の適正円滑な運営を確保することができなく 済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて ものを除く。)のすべて(当該果樹のうちにこれが収穫共済又は樹体共 農林水産省令で定めるところにより共済規程等で定める基準に達しない 第一号の収穫共済の共済目的の種類等ごと、樹体共済にあつては同条第 目的の種類としているもの(収穫共済にあつては第百二十条の六第一項 樹で、組合等が現に行つている収穫共済又は樹体共済においてその共済 に、その者が現に栽培している第八十四条第一項第四号又は第五号の果 の組合員又は次条の果樹共済資格者が、共済規程等で定める申込期間内 種類ごと及び第百二十条の九第二号に掲げる期間ごとに、農業共済組合 的の種類ごと及び果実の年産ごと、樹体共済にあつてはその共済目的の 六項の樹体共済の共済目的の種類等ごとに、その栽培の業務の規模が、 果樹共済の共済関係は、収穫共済にあつてはその共済目

た額

二 (略)

等で定める方法によつてこれを算定する。(前項第二号の損害の額は、農林水産省令の定めるところにより、定款)

(略)

での規定を準用する。第一項第一号の家畜の価額には、第百十四条の二第二項から第五項

第百二十条の二 果樹共済の共済関係は、 相当とする農林水産省令で定める事由に該当する果樹があるときは、そ ためこれにつき収穫共済又は樹体共済の共済関係を成立させないことを 共済事業の適正円滑な運営を確保することができなくなるおそれがある れば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通される等果樹 すべて (当該果樹のうちにこれが収穫共済又は樹体共済に付されるとす で定めるところにより定款等で定める基準に達しないものを除く。 済の共済目的の種類等ごとに、その栽培の業務の規模が、農林水産省令 済の共済目的の種類ごと)、樹体共済にあつては同条第十一項の樹体共 等ごと (特定収穫共済にあつては、 の種類としているもの(収穫共済にあつては収穫共済の共済目的の種類 その者が現に栽培している第八十四条第一項第四号又は第五号の果樹で の組合員又は次条の果樹共済資格者が、定款等で定める申込期間内に、 種類ごと及び第百二十条の九第二号に掲げる期間ごとに、農業共済組合 的の種類ごと及び果実の年産ごと、樹体共済にあつてはその共済目的の 組合等が現に行つている収穫共済又は樹体共済においてその共済目的 第百二十条の六第三項の特定収穫共 収穫共済にあつてはその共済目 <u></u>の

込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。該果樹のすべて)を組合等の収穫共済又は樹体共済に付することを申し

(略)

第百二十条の三の二 (略)

組合等に対し、第八十四条第一項第四号の共済事故のうち品質の低下をの共済目的の種類等ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該に規定する収穫共済について、第百二十条の六第一項第一号の収穫共済農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者は、第百二十条の八第二項

共済事故としない旨の申出をすることができる。

ればならない。 第百二十条の四 第百二十条の四 第百二十条の二第一項の規定により組合等との間に収穫れる場合にあつては、その第一回の支払に係る共済掛金の分割支払がさ、共済掛金 (共済規程等で特別の定めをした場合を除いては、当該収穫共れる場合にあつては、その第一回の支払に係る共済掛金の分割支払がさい。 共済又は樹体共済の共済関係が成立した者は、農林水産省令の定めると第百二十条の四 第百二十条の二第一項の規定により組合等との間に収穫

れを承諾することによつて、成立するものとする。を組合等の収穫共済又は樹体共済に付することを申し込み、組合等がこの農林水産省令で定める事由に該当する果樹以外の当該果樹のすべて)

(略)

第百二十条の三の二 (略)

事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。においては、第八十四条第一項の規定にかかわらず、同項第四号の共済前項本文の申出があつたときは、当該申出に係る収穫共済の共済関係

組合等との間に収穫共済又は樹体共済の共済関係の存す | 第百二十条の五 組合等との間に収穫共済又は樹体共済の共済関係の存す

第百二十条の五

に通知しなければならない。じたときは、共済規程等の定めるところにより遅滞なくその旨を組合等る者は、当該共済関係に係る共済目的に農林水産省令で定める異動を生

で定めるところにより組合等が共済規程等で定めるものとする。第百二十条の六(収穫共済の共済金額は、次の金額であつて農林水産省令)

きは、 超えない範囲内において、 百分の八十を超えない範囲内において農林水産省令で定める割合)を 済のうち農林水産省令で定めるものにあつては、 百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共 最低割合を乗じて得た金額を下らず、 得た金額をいう。以下この号において同じ。)に共済規程等で定める 済の共済目的の種類等に係る標準収穫量の合計に相当する数を乗じて 済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの当該収穫共 より、標準収穫金額 (果実の単位当たり価額に、 又は果樹共済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところに 共済の共済目的の種類等」という。) ごと及び農業共済組合の組合員 につきその種類たる果樹の品種、栽培方法等に応じて区分を定めたと 収穫共済の共済目的の種類(農林水産大臣が特定の共済目的の種類 その共済目的の種類については、その定めた区分。 申し出た金額 標準収穫金額の百分の七十(第 百分の七十を下らず その者が当該収穫共 以下「収穫

う。以下この号において同じ。)に共済規程等で定める最低割合を乗済目的の種類等に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額をい標準収穫金額(果実の単位当たり価額に、その者の当該収穫共済の共満出済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところにより、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果

知しなければならない。じたときは、定款等の定めるところにより遅滞なくその旨を組合等に通る者は、当該共済関係に係る共済目的に農林水産省令で定める異動を生

第百二十条の六 する。 ず 林水産省令で定める割合)を超えない範囲内において、 あつては、 用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち農林水産省令で定めるものに 収穫金額という。)に定款等で定める最低割合を乗じて得た金額を下ら 収穫量の合計に相当する数を乗じて得た金額 の栽培を行う樹園地ごとの当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準 単位当たり価額に、その者が当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹 の組合員又は果樹共済資格者が、定款等の定めるところにより、 と及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、 標準収穫金額の百分の七十(第百二十条の三の二第二項の規定の適 百分の七十を下らず百分の八十を超えない範囲内において農 収穫共済の共済金額は、 収穫共済の共済目的の種類等ご (以下この項において標準 申し出た金額と 農業共済組合 果実の

において、申し出た金額じて得た金額を下らず、標準収穫金額の百分の七十を超えない範囲内

をいう。以下同じ。)を超えない範囲内において、申し出た金額ず、特定収穫共済限度額(基準生産金額の百分の八十に相当する金額基準生産金額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下ら樹共済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところにより、「収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果

額とする。 収穫金額という。 る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額 (以下この項において標準 果実の単位当たり価額にその者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係 又は果樹共済資格者ごとに、 かわらず、 る当該収穫共済の共済目的の種類等に係る共済金額は、 おいて同じ。 する果樹共済資格団体(農林水産省令で定める者に限る。 しくは果樹共済資格者又はその構成員のすべてがその地域内に住所を有 区域に含む組合等と当該地域内に住所を有する農業共済組合の組合員若 大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の全部又は一 収穫量を適正に確認することができる見込みがあるものとして農林水産 樹に係る果実の相当部分につき農林水産省令で定めるところによりその る果樹共済資格団体が栽培する当該収穫共済の共済目的の種類等たる果 内に住所を有する者及びその構成員のすべてがその地域内に住所を有す 収穫共済のうち、その収穫共済の共済目的の種類等ごとに、 標準収穫金額の百分の七十を超えない範囲内において、 収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員)との間に成立する収穫共済の共済関係に係るものにおけ に定款等で定める最低割合を乗じて得た金額を下ら その者が、 定款等で定めるところにより、 前項の規定にか 以下この項に 申し出た金 その地域 部をその

を超えない範囲内において、 金額の百分の八十に相当する金額(以下特定収穫共済限度額という。 産金額に定款等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、 樹共済資格者ごとに、 穫共済の共済目的の種類に係る共済金額は、 農林水産省令で定める者に限る。 はその構成員のすべてがその地域内に住所を有する果樹共済資格団体 (地域内に住所を有する農業共済組合の組合員若しくは果樹共済資格者又 見を聴いて指定する地域の全部又は一部をその区域に含む組合等と当該 して前項の地域以外の地域のうちから農林水産大臣が都道府県知事の意 によりその生産金額を適正に確認することができる見込みがあるものと 種類たる果樹に係る果実の相当部分につき農林水産省令で定めるところ 所を有する果樹共済資格団体が栽培する当該特定収穫共済の共済目的の その地域内に住所を有する者及びその構成員のすべてがその地域内に住 る区分を除く。 定められた区分の一又は二以上のものを指定したときは、 おける特定の共済目的の種類につき、 との間に成立する収穫共済の共済関係に係るものにおける当該特定収 特定収穫共済の共済目的の種類ごと及び農業共済組合の組合員又は果 収穫共済のうち、その共済目的の種類 (農林水産大臣が特定の地域に 以下特定収穫共済の共済目的の種類という。) ごとに、 その者が、 申し出た金額とする。 以下この項及び第九項において同じ。 定款等で定めるところにより、 第八十五条第十一項の規定により 第一項の規定にかかわらず 当該指定に係 基準生産 基準生

とする。 前二項の規定による地域の指定は、組合等の申請に基づいてするもの

前項の総会の議決には、第四十四条の二の規定を準用する。 市町村にあつては、議会)の議決を経なければならない。 組合等は、前項の申請をするには、あらかじめ総会(共済事業を行う

- 37 -

おける果実の平均価格を基礎として、農林水産大臣が定める金額とする的の種類等ごと及び農林水産大臣の定める地域ごとに、過去一定年間に前項第一号及び第二号の果実の単位当たり価額は、収穫共済の共済目

方法により一定の調整を加えて定めるものとする。 共済目的の種類等に係る果実の品質の程度に応じ農林水産大臣の定めるは、当該収穫共済の共済関係が組合等との間に成立する農業共済組合のは、当該収穫共済の共済関係が組合等との間に成立する農業共済組合のは、当該収穫共済の共済関係が組合等との間に成立する農業共済組合の第一項第一号及び第二号の標準収穫量は、農林水産大臣の定める準則

。) を基礎として、組合等が定める金額とする。 開本水産省令で定めるものを含む。第百二十条の八第三項において同じめる準則に従い、その者が過去一定年間において収穫した当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の生産金額(当該果実に係る収入金額でび農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、農林水産大臣が定ず、項第三号の基準生産金額は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及

項中「収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「収穫共済の共済目的 金額」とあるのは「 の共済目的の種類等」とあるのは「当該細区分」と、「数を乗じて得た 該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、」と、「当該収穫共済 第一号及び第二号中「 を定めたときは、 一号及び第一 農林水産大臣が特定の収穫共済の共済目的の種類等につきその細区分 号 当該収穫共済の共済目的の種類等についての第一項第 第 数を乗じて得た金額の合計額」 標準収穫金額(」とあるのは「標準収穫金額(当 |項並びに第三項の規定の適用については、 Ļ 第 一項及び第三 第 一 項

る果実の平均価格を基礎として、農林水産大臣が定める金額とする。種類等ごと及び農林水産大臣の定める地域ごとに、過去一定年間におけ第一項及び第二項の果実の単位当たり価額は、収穫共済の共済目的の

より一定の調整を加えて定めるものとする。的の種類等に係る果実の品質の程度に応じ農林水産大臣の定める方法に以て、果樹共済資格者が過去一定年間において収穫した収穫共済の共済目該収穫共済の共済関係が組合等との間に成立する農業共済組合の組合員は、農林水産大臣の定める準則に従い第一項及び第二項の標準収穫量は、農林水産大臣の定める準則に従い

金額とする。
の共済目的の種類に係る果実の生産金額を基礎として、組合等が定める準則に従い、その者が過去一定年間において収穫した当該特定収穫共済業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、農林水産大臣が定める業三項の基準生産金額は、特定収穫共済の共済目的の種類ごと及び農

で定めるところにより」とあるのは「定款等で定めるところにより、当額」とあるのは「数を乗じて得た金額の合計額」と、「第二項中「定款等の定めるところにより」とあるのは「当該細区分」と、「数を乗じて得た金第二項、第七項及び第八項の規定の適用については、第一項中「定款等第二項、第七項及び第八項の規定の適用については、第一項中「定款等にかたときは、当該収穫共済の共済目的の種類等につきその細区分により、当農林水産大臣が特定の収穫共済の共済目的の種類等につきその細区分

の種類等の細区分」とする。

囲内において、申し出た金額とする。 ・共済規程等の定めるところにより、共済価額の百分の八十を超えない範は果樹共済資格者ごとに、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、共済規程等の定めるところにより、共済価額に共済組合の組合員又共済の共済目的の種類については、その定めた区分。以下「樹体ときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下「樹体ときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下「樹体ときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下「樹体ときは、その共済目的の種類に表別では、共済目的の種類(農林水産大臣が特定の共済をできる。

(略)

第一項各号及び第六項の最低割合の基準は、農林水産大臣が定める。

合の合併等が行われた後最初に第十項の規定により収穫通常共済掛金標度共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農林水種共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農林水種共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農林水産大臣が定める別をいう。以下同じ。)ごと及び組合等の区域ごとに、規定により果実の品質の低下を共済事故としない収穫共済とその他の収規定により果実の品質の低下を共済事故としない収穫共済の三の二第二項のごと、収穫共済の共済事故等による種別(第百二十条の三の二第二項の第五十条の一、収穫共済の共済事故等による種別(第一三十条の三の二第二項の

はないたのようには、たのものには分。 はた対域は はなれた。というはは、 はなれた。というはは、 はなれた。というでは、 ではないが、 ではないでは、 でいるのは、 でいるの

、申し出た金額とする。

(略)

第一項から第三項まで及び第十一項の最低割合の基準は、

農林水産大

臣が定める。

共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。ただし、農業共定収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごと)に、収穫基準以下同じ。)ごと及び組合等の区域ごと(特定収穫共済にあつては、特工を共済事故としない収穫共済とその他の収穫共済との別その他危険の下を共済事故としない収穫共済とその他の収穫共済との別その他危険の下を共済事故としない収穫共済とる種別(第八十五条第十一項(第八十二次、収穫共済の共済事故等による種別(第八十五条第十一項(第八十年)でと、収穫共済の共済事故等による種別(第八十五条第十一項(第八十年)の規模共済の共済目的の種類等第百二十条の七(収穫共済の共済掛金率は、収穫共済の共済目的の種類等

が共済規程等で定めていた共済掛金率とすることができる。 農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞれ当該組合等準率及び収穫異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでの間は、当該

は第五項の共済掛金率を割り引くものとする。で定めるところにより、当該収穫共済の共済目的の種類等に係る前項又目的の種類等に係る果樹を栽培する組合員等については、農林水産省令の定める防災施設を用いて当該共済目的の種類に属する収穫共済の共済組合等は、農林水産大臣の定める共済目的の種類につき農林水産大臣

種別ごと及び組合等の区域ごとに定める。大臣が収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故等による術平均が当該組合等の収穫共済掛金標準率に一致するように、農林水産共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算第一項の収穫基準共済掛金率は、組合等の区域内における収穫共済の

とする。 事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、次の率を合計したもの前項の収穫共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと、収穫共済の共済

において「被害率」という。)のうち、農林水産大臣が定める通常標農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率(以下この項

めていた共済掛金率とすることができる。の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞれ当該組合等が定款等で定異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでの間は、当該農業共済組合行われた後最初に第十項の規定により収穫通常共済掛金標準率及び収穫済組合の合併等があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が

金率を割り引くものとする。

「当該特定収穫共済の共済目的の種類」に係る前項又は第五項の共済掛防災施設を用いて当該共済目的の種類に属する収穫共済の共済目的の種類)に係る果樹を栽培する組合員等については、農林水産省令で定めるところにより、当該収穫共済の共済目的の種類に属する収穫共済の共済目的の種類)のでは、特定収穫共済の共済目的の種類)にのき農林水産大臣の定める出合等は、農林水産大臣の定める共済目的の種類(特定収穫共済にある率を割り引くものとする。

済の共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごと)に定める。種別ごと及び組合等の区域ごと(特定収穫共済にあつては、特定収穫共大臣が収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故等による術平均が当該組合等の収穫共済掛金標準率に一致するように、農林水産共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算第一項の収穫基準共済掛金率は、組合等の区域内における収穫共済の

、特定収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごと)に、次の事故等による種別ごと及び組合等の区域ごと (特定収穫共済にあつては前項の収穫共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと、収穫共済の共済

において被害率という。) のうち、農林水産大臣が定める通常標準被農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率 (以下この項

率を合計したものとする。

穫通常共済掛金標準率」という。) 収穫通常標準被害率を基礎として農林水産大臣が定める率(以下「収あつてはその被害率を、収穫通常標準被害率を超えるものにあつては準被害率(以下「収穫通常標準被害率」という。) を超えないものに

標準率」という。)の率を基礎として農林水産大臣が定める率(以下「収穫異常共済掛金」、被害率のうち、収穫通常標準被害率を超えるもののその超える部分

ものとする。 ものとする。 は合等の区域に係る同項の収穫基準共済掛金率に一致するように定める は合等の区域に係る同項の収穫基準共済掛金率に一致するように定める を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当 が制道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済掛金率は、当 が利道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済掛金率は、当 がの見込額を重みとする各収穫危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該 の見込額を重みとする各収穫危険段階基準共済掛金率に代えて、収穫共済の共済 組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、収穫共済の共済

までの間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、そ体通常共済掛金標準率及び樹体異常共済掛金標準率が一般に改定される、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第十項の規定により樹等の区域ごとに、樹体基準共済組合の合併等があつた場合については、樹体共済の共済財金率は、樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合

掛金標準率という。)標準被害率を基礎として農林水産大臣が定める率(以下収穫通常共済不の被害率を、収穫通常標準被害率を超えるものにあつては収穫通常害率(以下収穫通常標準被害率という。)を超えないものにあつては

準率という。) の率を基礎として農林水産大臣が定める率(以下収穫異常共済掛金標二 被害率のうち、収穫通常標準被害率を超えるもののその超える部分

は合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、収穫共済の共済組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、収穫共済の共済組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、収穫共済の共済組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、収穫共済の共済組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、収穫共済の共済組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、収穫共済の共済組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、収穫共済の共済組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、収穫共済の共済組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、収穫共済の共済

の間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞ常共済掛金標準率及び樹体異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでで定める。ただし、農業共済組合の合併等があつた場合については、当等の区域ごとに、樹体基準共済組合の合併等があつた場合については、当場体共済の共済目的の種類等ごと及び組合

きる。れぞれ当該組合等が共済規程等で定めていた共済掛金率とすることがで

(略)

掛金率に一致するように定めるものとする。
相合等は、第六項の規定による共済掛金率に代えて、樹体共済の共済
相合等は、第六項の規定による共済掛金率に代えて、樹体共済の共済
相合等は、第六項の規定による共済
和音等は、第六項の規定による共済
和音等は、第六項の根本
和音等は、第六項の根本
和音等は、第六項の根本
和音等は、第六項の根本
和音等は、第六項の根本
和音等は、第六項の規定による共済
和音等は、第六項の根本
和音等は、第二項の根本
和音等は、第六項の根本
和音等は、第二項の根本
和音等は、第二項の根本
和音等は、第二項の根本
和音等は、第二項の根本
和音符を
和音符を

(略)

あつては、百分の二十を下らず百分の三十を超えない範囲内において農悟共済については、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等が当該収穫共済の共済目的の種類等に係る、)の合計が当該樹園地ごとの当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を基準収穫量の合計の百分の三十(第百二十条の三の二第三項の規定の適基準収穫量の合計の百分の三十(第百二十条の三の二第三項の規定の適場では、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごと第百二十条の八 組合等は、次項及び第三項に規定する収穫共済以外の収第百二十条の八 組合等は、次項及び第三項に規定する収穫共済以外の収

れ当該組合等が定款等で定めていた共済掛金率とすることができる。

(略)

率に一致するように定めるものとする。
組合等は、第六項の規定による共済掛金率に代えて、樹体共済の共済
組合等は、第六項の規定による共済掛金率に代えて、樹体共済の共済
組合等は、第六項の規定による共済
指金率に代えて、樹体共済の共済
組合等は、第六項の規定による共済
指金率に代えて、樹体共済の共済
組合等は、第六項の規定による共済
出金率に代えて、樹体共済の共済
とのを
とのとする
とのを
とのをを
とのをを
とのをを
とのをを
とのをを
との

(略)

第百二十条の八 穫共済については、 あつては、百分の二十を下らず百分の三十を超えない範囲内において農 用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち農林水産省令で定めるものに 基準収穫量の合計の百分の三十(第百二 樹園地の収穫量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ 収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその 行う樹園地ごとの共済事故による共済目的の減収量 (その樹園地の基準 に、当該組合員等が当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を)の合計が当該樹園地ごとの当該収穫共済の共済目的の種類等に係る 組合等は、次項及び第三項に規定する収穫共済以外の収 収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごと 一十条の <u>=</u>の 第 |項の規定の適

払うものとする。る率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支合計のその基準収穫量の合計に対する割合に応じて農林水産省令で定め林水産省令で定める割合)を超えた場合に、共済金額に、その減収量の

に支払うものとする。

(で支払うものとする。

(で支払うものとする。

(で支払うものとする。

(で支払うものとする。

(で支払うものとする。

(で支払うものとする。

(で支払うものとする。

(で支払うものとする。

(でするの、第一号に掲げる数量がある。

(でするのででは、、共済事故による共済目的の減収量(第一号に掲げる数量から第一号に掲げる数量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同二号に掲げる数量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同二号に掲げる数量を当るのとする。

・二 (略)

定の調整を加えて得た数量とする。規定により定められた標準収穫量に農林水産大臣の定める方法により一第一項及び第二項の基準収穫量は、組合等が第百二十条の六第三項の

払うものとする。 る率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支合計のその基準収穫量の合計に対する割合に応じて農林水産省令で定め林水産省令で定める割合)を超えた場合に、共済金額に、その減収量の

組合員等に支払うものとする。

一・二 (略)

に支払うものとする。

「大学のでは、特定収穫共済の共済目的の種類に支払うものとする。

「大学のに、第九十八条の二の準則に従い認定された当該組合員等の当該特定収穫共済限度額に達しないときに、その特定収穫共済限度額がその特定収穫共済の共済目的の種類に係るその年産の果実の生産金額がその特定収穫共済の供済の二の準則に従い認定された当該組合員等の当該特収又は品質の低下(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合に収入は品質の低下(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合に収入は品質の低下(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合に対して、第九十八条の二の準則に従い認定された当該組合員等の当該特別では、第九十八条の二の連続に支払うものとする。

定の調整を加えて得た数量とする。規定により定められた標準収穫量に農林水産大臣の定める方法により一規定により定める方法により一第一項及び第二項の基準収穫量は、組合等が第百二十条の六第八項の

は「数量) 係る果実の単位当たり価額に、 のは「当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、当該細区分に 乗じて得た金額の合計額」と、 り価額に、 の共済目的の種類等の細区分ごとに、当該細区分に係る果実の単位当た 共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量」とあるのは「当該収穫共済 は「差し引いて得た金額」と、 数量」とあるのは「掲げる金額」と、「差し引いて得た数量」とあるの 合計額」と、 基準収穫金額の合計額」と、「減収量の合計」とあるのは「減収金額の 計が」とあるのは「合計額が」と、「基準収穫量の合計」とあるのは「 た金額をいう。)の合計額」と、「数量」とあるのは「金額」と、「合 る果実の単位当たり価額に、」と、「その樹園地の収穫量」とあるのは 収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの収穫金額 (当該細区分に係 額をいう。 当該樹園地の当該細区分に係る基準収穫量に相当する数を乗じて得た金 区分ごとの基準収穫金額(当該細区分に係る果実の単位当たり価額に 第一項中「共済目的の減収量」とあるのは「共済目的の減収金額」と、 済目的の種類等についての第一項及び第二項の規定の適用については、 共済目的の種類等」 「当該樹園地の当該細区分に係る果実の収穫量に相当する数を乗じて得 「基準収穫量から」とあるのは「当該収穫共済の共済目的の種類等の細 第百二十条の六第五項の規定により細区分が定められた収穫共済の共 当該組合員等の当該細区分に係る基準収穫量に相当する数を 以下この項において同じ。)の合計額からその樹園地の当該 に相当する数を乗じて得た金額の合計額」とする。 第二項中「減収量」とあるのは「減収金額」と、「掲げる とあるのは「当該細区分」と、「数量)」 同項第一号中「当該組合員等の当該収穫 第九十八条の二」と、「当該収穫共済の 同項第二号中「第九十八条の二」とある とあるの

額をいう。 は 共済目的の種類等」 係る果実の単位当たり価額に、第九十八条の二」と、「当該収穫共済の のは「当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、 乗じて得た金額の合計額」と、 り価額に、当該組合員等の当該細区分に係る基準収穫量に相当する数を の共済目的の種類等の細区分ごとに、当該細区分に係る果実の単位当た 共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量」とあるのは「当該収穫共済 は「差し引いて得た金額」と、同項第一号中「当該組合員等の当該収穫 数量」とあるのは「掲げる金額」と、「差し引いて得た数量」とあるの 合計額」と、 基準収穫金額の合計額」と、「減収量の合計」とあるのは「減収金額の 計が」とあるのは「合計額が」と、「基準収穫量の合計」とあるのは た金額をいう。)の合計額」と、「数量」とあるのは「金額」と、「合 「当該樹園地の当該細区分に係る果実の収穫量に相当する数を乗じて得 る果実の単位当たり価額に、」と、「その樹園地の収穫量」とあるのは 収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの収穫金額 (当該細区分に係 当該樹園地の当該細区分に係る基準収穫量に相当する数を乗じて得た金 区分ごとの基準収穫金額(当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、 「基準収穫量から」とあるのは「当該収穫共済の共済目的の種類等の細 第一項中「共済目的の減収量」とあるのは「共済目的の減収金額」と、 済目的の種類等についての第一項及び第二項の規定の適用については、 「数量)に相当する数を乗じて得た金額の合計額」とする 第百二十条の六第十項の規定により細区分が定められた収穫共済の共 以下この項において同じ。)の合計額からその樹園地の当該 第二項中「減収量」とあるのは「減収金額」と、「掲げる とあるのは「当該細区分」と、「数量)」 同項第二号中「第九十八条の二」 当該細区分に とあるの

44 -

略

ころにより、共済規程等で定める方法によつて算定するものとする。の共済価額の算定の基礎となつたものにより、農林水産省令の定めると前項の損害の額は、共済事故に係る果樹又は支持物の価額で樹体共済

に掲げる期間、樹体共済にあつては第二号に掲げる期間とする。 第百二十条の九 果樹共済の共済責任期間は、収穫共済にあつては第一号

めたときは、その果樹については、その農林水産大臣の定めた期間)は特定の収穫共済の共済関係に係る果樹につきこれと異なる期間を定間(農林水産大臣が特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹又一 花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期

二 共済目的の種類ごとに共済規程等で定める日から一年間

済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成同の条において「対象農作物等」という。)のすべてを組合等の畑作物共作物又は蚕繭で、組合等が現に行つている畑作物共済においてその共済に物又は蚕繭の年産ごとに、農業共済組合の組合員又は次条の畑作物共第百二十条の十二 畑作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び農業

につき春蚕繭、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭の区分を定めたときは、これら限る。)につき品種、栽培方法等に応じて区分を定めたとき又は蚕繭+ 共済目的の種類(農林水産大臣が特定の共済目的の種類(農作物に

立するものとする。

ころにより、定款等で定める方法によつて算定するものとする。の共済価額の算定の基礎となつたものにより、農林水産省令の定めると前項の損害の額は、共済事故に係る果樹又は支持物の価額で樹体共済

| 花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期に掲げる期間、樹体共済にあつては第二号に掲げる期間とする。第百二十条の九 果樹共済の共済責任期間は、収穫共済にあつては第一号

二 共済目的の種類ごとに定款等で定める日から一年間

とする。とする。とする。としよの十二 畑作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び農第百二十条の十二 畑作物共済の共済関係は、共済目的の種類に別の生産でとに、農業共済組合の組合員又は次条の畑作物共第 自 1 出入の 1 出入の 1 に行って 1 によい 2 によって 2 によって 3 に行って 2 によって 3 に行って 3 に行って 3 に行って 4 によって 3 に行って 4 によって 5 によって 6 によって 6 によって 6 によって 6 によって 7 に行する 7 に対する 8 において 7 に対する 8 によって 9 によって 8 によって 8 によって 8 によって 9 によって 8 によって 9 によって

り定款等で定める基準に達しない農作物又は蚕繭その栽培又は養蚕の業務の規模が、農林水産省令の定めるところによー 第百二十条の十四第一項の畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、

達しない農作物又は蚕繭模が、農林水産省令の定めるところにより共済規程等で定める基準に共済目的の種類等」という。)ごとに、その栽培又は養蚕の業務の規の共済目的の種類については、その定めた区分。以下「畑作物共済の

一 (略)

開始前でなければ、することができない。畑作物共済に係る第百二十条の十七第一号又は第二号に規定する期間の作物等について同項の規定による申込みをしている場合で、かつ、当該済資格者が、共済規程等で定める申込期間内に、すべての種類の対象農前項の規定による承諾は、農業共済組合の組合員又は次条の畑作物共

る。 組合等が農林水産省令で定めるところにより共済規程等で対象農作物

は第三号に掲げる金額とする。
により組合等が共済規程等で定めるものとし、蚕繭に係るものにあつては第一号及び第二号に掲げる金額であつて農林水産省令で定めるところ第百二十条の十四(畑作物共済の共済金額は、農作物に係るものにあつて)

作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の七十(物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの当該畑畑作物共済資格者ごとに、単位当たり共済金額に、その者が当該畑作畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は

二 (略)

前でなければ、することができない。物共済に係る第百二十条の十七第一号又は第二号に規定する期間の開始等について同項の規定による申込みをしている場合で、かつ、当該畑作済資格者が、定款等で定める申込期間内に、すべての種類の対象農作物前項の規定による承諾は、農業共済組合の組合員又は次条の畑作物共

第百二十条の十四 の種類 き品種、 位当たり共済金額に、 う については、 初秋蚕繭及び晩秋蚕繭の区分を定めたときは、これらの共済目的の種類 第八十四条第一項第六号の農作物のうちばれいしよ、てん菜及びさ)ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、 (農林水産大臣が特定の共済目的の種類 (農作物に限る。 栽培方法等に応じて区分を定めたとき又は蚕繭につき春蚕繭、 その定めた区分。以下畑作物共済の共済目的の種類等とい 畑作物共済の共済金額は、次の各号に掲げる共済目的 当該各号に掲げる数を乗じて得た金額とする。 につ 単

数を乗じて得た金額 大豆その他政令で定める農作物にあつては、百分の八十)に相当する

_ 数を乗じて得た金額 物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の八十(て 畑作物共済資格者ごとに、単位当たり共済金額に、その者の当該畑作 ん菜その他政令で定める農作物にあつては、百分の九十)に相当する 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は

Ξ 数を乗じて得た金額 物共済の共済目的の種類等に係る基準収繭量の百分の八十に相当する 畑作物共済資格者ごとに、 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は 単位当たり共済金額に、 その者の当該畑作

> 量の合計の百分の八十(てん菜その他政令で定める農作物にあつては 作物共済資格者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫

びに前号の政令で定める農作物以外のもの あつては、 る基準収穫量の合計の百分の七十 (大豆その他政令で定める農作物に 作物の耕作を行う耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係 員又は畑作物共済資格者が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農 第八十四条第一項第六号の農作物のうち大豆、小豆及びいんげん並 百分の八十)に相当する数 当該農業共済組合の組合

 \equiv 数 物共済の共済目的の種類等に係る基準収繭量の百分の八十に相当する 蚕繭 当該農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者の当該畑作

格団体 (農林水産省令で定める者に限る。以下この項において同じ。 格者又はその構成員のすべてがその地域内に住所を有する畑作物共済資 当該地域内に住所を有する農業共済組合の組合員若しくは畑作物共済資 の意見を聴いて指定する地域の全部又は一部をその区域に含む組合等と することができる見込みがあるものとして農林水産大臣が都道府県知事 部分につき農林水産省令で定めるところによりその収穫量を適正に確認 との当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物に係る収穫物の相当 類のうち政令で指定する共済目的の種類たる農作物の耕作を行うものご 規定する団体をいう。 培又は養蚕を行うことを目的とする農業共済資格団体及び前条第一項に 住所を有する畑作物共済資格団体(第十五条第一項第五号に規定する栽 その地域内に住所を有する者及びその構成員のすべてがその地域内に 以下同じ。)で前項第二号に掲げる共済目的の種

とうきび並びに政令で定めるもの 百分の九十)に相当する数 当該農業共済組合の組合員又は畑

ろにより組合等が共済規程等で定める金額とする。 農林水産大臣が定める二以上の金額につき、農林水産省令で定めるとこ 種類等に係る収穫物又は繭の単位当たり価格に相当する額を限度として と及び農林水産大臣が定める地域ごとに、当該畑作物共済の共済目的の 前項各号の単位当たり共済金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ご

(略)

目的の蚕期に応じた区分」という。)ごと」と、「当該畑作物共済の共 たときは、 めた場合であつて、当該区分のいずれかにつき蚕期に応じて区分を定め の共済目的の種類等ごと」とあるのは「畑作物共済の共済目的の種類等 第一項第三号及び第三 定めたときは、 に係る特定の畑作物共済の共済目的の種類等につき蚕期に応じて区分を (農林水産大臣が蚕繭につき春蚕繭、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭の区分を定 農林水産大臣が特定の地域における蚕繭を共済目的とする畑作物共済 その蚕期に応じた区分。 その地域及び畑作物共済の共済目的の種類等についての |項の規定の適用については、 以下「 蚕繭に係る畑作物共済の共済 同号中「 畑作物共済

> 乗じて得た金額とする。 物共済資格者ごとに、単位当たり共済金額に、 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作 共済の共済目的の種類等に係る共済金額は、 との間に成立する畑作物共済の共済関係に係るものにおける当該畑作物 同項の規定にかかわらず、 同項第一号に掲げる数を

する。 前項の規定による地域の指定は、 組合等の申請に基づいてするものと

組合等は、 前項の申請をするには、 あらかじめ総会 (共済事業を行う

市町村にあつては、 議会) の議決を経なければならない。

めるところにより組合等が定款等で定める金額とする。 度として農林水産大臣が定める二以上の金額につき、農林水産省令で定 済目的の種類等に係る収穫物又は繭の単位当たり価格に相当する額を限 種類等ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに、当該畑作物共済の共 第一項及び第二項の単位当たり共済金額は、畑作物共済の共済目的 前項の総会の議決には、 第四十四条の二の規定を準用する。

きは、 秋蚕繭及び晩秋蚕繭の区分を定めた場合であつて、当該区分のいずれか 物共済の共済目的の種類等という」とあるのは の種類(農作物に限る。 第一項及び第六項の規定の適用については、 定めたときは、その地域及び畑作物共済の共済目的の種類等についての に係る特定の畑作物共済の共済目的の種類等につき蚕期に応じて区分を たとき又は蚕繭につき春蚕繭、 農林水産大臣が特定の地域における蚕繭を共済目的とする畑作物共済 (略) これらの共済目的の種類については、)につき品種、 初秋蚕繭及び晩秋蚕繭の区分を定めたと 栽培方法等に応じて区分を定め 第 その定めた区分。 項中「 蚕繭につき春蚕繭、 特定の共済目的 以下畑作

るのは「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」とする蚕期に応じた区分」と、同項中「畑作物共済の共済目的の種類等」とあ済目的の種類等」とあるのは「当該蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の

の畑作物基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。以下この条において同じ。)及び組合等の区域又は地域の属する危険階級係る畑作物共済とその他の蚕繭に係る畑作物共済との別をいう。)ごと係る畑作物共済とその他の蚕繭に係る畑作物共済の共済責任期間による種別(第百二十条の十七第種類等ごと(蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類第百二十条の十五 畑作物共済の共済掛金率は、畑作物共済の共済目的の種類

物共済の共済目的の種類等ごとに危険階級別に定める。
「特別に対するように、農林水産大臣が畑作作物に次共済掛金標準率」に一致し、かつ、その相互の比が各危険階級が定められた共済目的の種類に係るものについては、当該都道府県の畑作物一次共済掛金標準率(第百二十条の十二第一項第一号の区分別の共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府別の畑作物基準共済掛金率は、都道府県の区域内における危険階級

(略)

事が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分す済目的の種類等ごと及び組合等の区域又は同項の規定により都道府県知組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、畑作物共済の共

繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」とする。第三号及び第六項中「畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは「蚕蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分という」と、同項につき蚕期に応じて区分を定めたときは、その蚕期に応じた区分。以下

種類等ごとに危険階級別に定める。 種類等ごとに危険階級別に定める。 本率)に一致し、かつ、その相互の比が各危険階級の危険程度を表示す的の種類に係るものについては、当該都道府県の畑作物二次共済掛金標県の畑作物一次共済掛金標準率(前条第一項の区分が定められた共済目別の共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府別の共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府別の共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府

(略)

事が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分す済目的の種類等ごと及び組合等の区域又は同項の規定により都道府県知組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、畑作物共済の共

のとする。

のとする。

のとする。

のとする。

のとする。

のとする。

のとする。

のとする。

のとする。

(略)

第百二十条の十六 大豆その他政令で定める農作物にあつては、 物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収穫量の合計の百分の三十 (整して得た数量をいうものとする。)の合計が当該耕地ごとの当該畑作 て得た数量を、 その他農林水産省令で定める事由のある耕地については、 において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたこと を差し引いて得た数量をいうものとし、次条第一号の発芽期又は移植期 九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収穫量 地の第百二十条の十四第三項の規定により定められる基準収穫量から第 作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量(その耕 員等ごとに、 の畑作物共済については、 第百二十条の十四第一項第一号の単位当たり共済金額に、その超え 当該組合員等が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農 実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調 組合等は、 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合 次項及び第三項に規定する畑作物共済以外 百分の一 二十)を超えた場合 その差し引い

(略)

合員等に支払うものとする。

「に係る畑作物共済にあつては第三号に掲げる金額を共済金として当該組共済目的の種類に係る畑作物共済にあつては第一号に掲げる金額、同項第二号に掲げる金額、合員等ごとに、第百二十条の十四第一項第一号に掲げる共済目的の種類第百二十条の十六 組合等は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組

いうものとし、次条第一号の発芽期又は移植期において共済事故により一定の調整を加えて得た数量(てん菜その他政令で定める一、大済目的の種類等に係る農作物の収穫量(てん菜その他政令で定める一、共済目的の種類等に係る農作物の収穫量(てん菜その他政令で定めるる方法により一定の調整を加えて得た数量(てん菜その他政令で定める人業目的の種類等に係る基準収穫量の合計から第九十八条の二の準期に従い認定されたその年における当該組合員等の当該畑作物共済の共済事故による共済目的の減収量(当該組合員等の当該畑作物共済

して当該組合員等に支払うものとする。た部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金と

金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当める農作物にあつては、百分の十)を超えた場合に、単位当たり共済種類等に係る基準収穫量の合計の百分の二十(てん菜その他政令で定場害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実り発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他農林水産省令

する金額

準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における の政令で定める農作物にあつては、 作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量(その耕地の基 た金額に相当する金額 位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得 穫量の合計の百分の三十(大豆その他第百二十条の十四第一項第二号 計が当該耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収 大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。 ついては、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産 移植できなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地に の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は その耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、 当該組合員等が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕 百分の二十)を超えた場合は、 次条第一号) の合 単

的の種類等に係る収繭量を差し引いて得た数量をいうものとし、共済い認定されたその年における当該組合員等の当該畑作物共済の共済目の共済目的の種類等に係る基準収繭量から第九十八条の二の準則に従一 共済事故による共済目的の減収量 (当該組合員等の当該畑作物共済

合に、 ては、 として当該組合員等に支払うものとする。 えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金 作物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収穫量の合計の百分の二十 により調整して得た数量をいうものとする。 差し引いて得た数量を、 つたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、 は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなか た数量)を差し引いて得た数量をいうものとし、 じ当該収穫量に農林水産大臣が定める方法により一定の調整を加えて得 物の収穫量(てん菜その他政令で定める農作物に係る畑作物共済にあつ る基準収穫量の合計から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年 畑作物共済の共済目的の種類等に係る同条第三項の規定により定められ 合員等ごとに、 する畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組 における当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作 (てん菜その他政令で定める農作物にあつては、 組合等は、 第百二 その年における当該組合員等の収穫に係る当該農作物の糖度に応 一十条の十四第一項第二号の単位当たり共済金額に、 第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額と 共済事故による共済目的の減収量 (当該組合員等の当該 実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法)が当該組合員等の当該畑 次条第 百分の十)を超えた場 号の発芽期又 その超 その

の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額百分の二十を超えた場合に、単位当たり共済金額に、その超えた部分大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)が当場合には、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産事故による蚕種の掃立て不能その他農林水産省令で定める事由がある事故による蚕種の掃立て不能その他農林水産省令で定める事由がある

に掲げる金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、同項第一号共済目的の種類に係る畑作物共済については、前項の規定にかかわらず

組合等は、

第百二十条の十四第二項に規定する金額を共済金額とする

第百二十条の十八 第百二十条の十七 当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。 二号に掲げる期間とする。 済にあつては第一号に掲げる期間、 ついては、同項中「畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは、 地域及び畑作物共済の共済目的の種類等についての前項の規定の適用に 共済金額に、 分の二十を超えた場合に、第百二十条の十四第一項第三号の単位当たり 合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収繭量の百 臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。 場合には、 済事故による蚕種の掃立て不能その他農林水産省令で定める事由がある 済目的の種類等に係る収繭量を差し引いて得た数量をいうものとし、 則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該畑作物共済の共 十四第三項の規定により定められる基準収繭量から第九十八条の二の準 当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る第百二十条の の種類等ごと及び組合員等ごとに、 繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」とする。 一・二 (略) 第百二十条の十四第四項の規定により蚕期に応じた区分が定められた 組合等は、 その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大 その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相 蚕繭に係る畑作物共済については、 畑作物共済の共済責任期間は、 畑作物共済には、第百十条の二、第百十一条の二、第 | 第百二十条の十八 蚕繭に係る畑作物共済にあつては第 共済事故による共済目的の減収量 (畑作物共済の共済目的 農作物に係る畑作物共 が当該組 「 蚕 共 第百二十条の十七 る期間とする。 は第一号に掲げる期間、 項第一号及び第二号に掲げる共済目的の種類に係る畑作物共済にあつて 蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」とする。 については、 地域及び畑作物共済の共済目的の種類等についての第一項の規定の適用 一・二 (略) 第百二十条の十四第八項の規定により蚕期に応じた区分が定められた 同項中「畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは、「 畑作物共済の共済責任期間は、 畑作物共済には、第百十条の二、第百十一条の二、第 蚕繭に係る畑作物共済にあつては第二号に掲げ 第百二十条の十四第一

の十中 的とする場合にあつては、 共済の」と、「当該収穫共済又は樹体共済」とあるのは「当該畑作物共 条の十二第一項」と、「収穫共済又は樹体共済の」とあるのは「畑作物 中「前二項」とあるのは「第百二十条の十八において準用する前二項」 二十条の十八において準用する第百十一条の三第二項」と、 物共済」と、 十一条」とあるのは「畑作物共済資格者から第百二十条の十二第一項」 済の」とあるのは「畑作物共済の」と、「家畜共済資格者」とあるのは 条の十八において準用する前項」と、第百十一条の三第二項中「家畜共 るのは「畑作物共済」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第百二十 項第六号の農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営むもの」と、 いる畑作物共済においてその共済目的の種類としている第八十四条第一 雄馬を除く。)を飼養するもの」とあるのは「当該組合等が現に行つて 歳を超える種雄牛を除く。) 又は同号に掲げる馬 (明け十七歳以上の種 六百四十五条及び第六百四十九条の規定を準用する。 この場合において 済」と、「開始する時」とあるのは「開始する時 (さとうきびを共済目 と、第百十一条の七第一項及び第二項中「家畜共済」とあるのは「畑作 百十一条の三第二項、第百十一条の四、第百十一条の七、第百二十条の 「畑作物共済資格者」と、第百十一条の四中「家畜共済資格者から第百 「当該家畜」とあるのは「当該農作物又は蚕繭」と、「家畜共済」とあ 項」とあるのは「第百二十条の十二第一項」と、「果実の加工」とあ 第百十一条の二第一項中「第八十四条第一項第三号に掲げる牛 (十二 第百二十条の四中「第百二十条の二第一項」とあるのは「第百二十 第百二十条の五及び第百二十条の十並びに商法第六百四十四条、 果樹共済」 同条第二項中「第百十一条の三第二項」とあるのは「第百 とあるのは「畑作物共済」と、 農林水産大臣の定める日)」と、第百二十条 第百二十条の二第 同条第三項 第

、第百十一条の二第一項中「第八十四条第一項第三号に掲げる牛 (十二 中「前二項」とあるのは「第百二十条の十八において準用する前二項」 四 一項」とあるのは「第百二十条の十二第一項」と、「果実の加工」とあ の十中「果樹共済」 的とする場合にあつては、 済」と、「開始する時」とあるのは「開始する時 (さとうきびを共済目 共済の」と、「当該収穫共済又は樹体共済」とあるのは「当該畑作物共 条の十二第一項」と、「収穫共済又は樹体共済の」とあるのは「 と、第百二十条の四中「第百二十条の二第一項」とあるのは「第百二十 二十条の十八において準用する第百十一条の三第二項」と、 物共済」と、同条第二項中「第百十一条の三第二項」とあるのは「第百 と、第百十一条の七第一項及び第二項中「家畜共済」とあるのは「畑作 十一条」とあるのは「畑作物共済資格者から第百二十条の十二第一 「畑作物共済資格者」と、第百十一条の四中「家畜共済資格者から第百 済の」とあるのは「畑作物共済の」と、「家畜共済資格者」とあるのは 条の十八において準用する前項」と、第百十一条の三第二項中「家畜共 るのは「畑作物共済」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第百二十 「当該家畜」とあるのは「当該農作物又は蚕繭」と、「家畜共済」とあ 項第六号の農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営むもの」と、 いる畑作物共済においてその共済目的の種類としている第八十四条第一 雄馬を除く。)を飼養するもの」とあるのは「当該組合等が現に行つて 歳を超える種雄牛を除く。) 又は同号に掲げる馬 (明け十七歳以上の種 六百四十五条及び第六百四十九条の規定を準用する。 この場合において 百十一条の三第二項、第百十一条の四、第百十一条の七、第百二十条の 第百二十条の五及び第百二十条の十並びに商法第六百四十四条、 とあるのは「畑作物共済」と、 農林水産大臣の定める日)」と、 第百二十条の二第 第百二十条 同条第三項 畑作物 頂

物又は蚕繭の数量」と読み替えるものとする。収穫共済にあつては、果実の数量、品質又は価格)」とあるのは「収穫あるのは「当該収穫物若しくは蚕繭」と、「果実の数量又は品質(特定るのは「農作物に係る収穫物若しくは蚕繭の加工」と、「当該果実」と

の定めをすることができる。
ら一年間とする。ただし、特別の事由があるときは、共済規程等で別段ら一年間とする。ただし、特別の事由があるときは、共済規程等の翌日か支払がされる場合にあつては、その第一回の支払)を受けた日の翌日から共済掛金の支払(共済規程等の定めるところに従い共済掛金の分割第百二十条の二十一、園芸施設共済の共済責任期間は、組合等が組合員等

ところにより、農業共済組合の組合員又は園芸施設共済資格者が申し出共済価額の百分の八十を超えない範囲内において、共済規程等の定める、共済価額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、第百二十条の二十二 園芸施設共済の共済金額は、特定園芸施設等ごとに

(略)

た金額とする。

園芸施設基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定めるようでである。 以下同じ。) ごとに、共済の共済目的等による種別(施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済の共済目的とする園芸施設で、 という。) ごと及び園芸施設第百二十条の二十三 園芸施設共済の共済掛金率は、農林水産省令で定め

は蚕繭の数量」と読み替えるものとする。共済にあつては、果実の数量、品質又は価格)」とあるのは「収穫物又あるのは「当該収穫物又は蚕繭」と、「果実の数量又は品質(特定収穫るのは「農作物に係る収穫物若しくは蚕繭の加工」と、「当該果実」と

することができる。 年間とする。ただし、特別の事由があるときは、定款等で別段の定めをがされる場合にあつては、その第一回の支払)を受けた日の翌日から一から共済掛金の支払(定款等の定めるところに従い共済掛金の分割支払第百二十条の二十一 ・ 閲芸施設共済の共済責任期間は、組合等が組合員等

(略)

施設基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める。事項により農林水産大臣が定める別をいう。以下同じ。)ごとに、園芸とその他の園芸施設共済との別その他危険の程度を区分する要因となるとその他の園芸施設共済との別その他危険の程度を区分する園芸施設共済の共済目的とする園芸施設共済第百二十条の二十三 園芸施設共済の共済掛金率は、農林水産省令で定め

略)

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、

(略)

第百二十条の二十四 (略)

で定める方法によつて算定するものとする。前項の損害の額は、農林水産省令の定めるところにより、共済規程等

第百二十三条 農業共済組合連合会の保険金額は、次の金額とする。

の金額を合計して得た金額済の共済事故等による種別ごと及びその組合員たる組合等ごとに、次一の農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、農作物共

得た金額(以下「農作物異常責任保険金額」という。) た金額(以下「農作物通常責任共済金額」という。)を差し引いてイ 総共済金額から、総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じて得

(略)

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に一致するように定めるものとする。
は、組合等は、第一項の園芸施設基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。この場合には、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済建立の首が第一項の園芸施設基準共済掛金率に代えて、施設区分ごと、組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、

(略)

第百二十条の二十四 (略)

める方法によつて算定するものとする。前項の損害の額は、農林水産省令の定めるところにより、定款等で定

第百二十三条 農業共済組合連合会の保険金額は、次の金額とする。

の金額を合計して得た金額済の共済事故等による種別ごと及びその組合員たる組合等ごとに、次一の農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、農作物共

金額(以下農作物異常責任保険金額という。)た金額(以下農作物通常責任共済金額という。)を差し引いて得たて、総共済金額から、総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じて得

臣が定める割合(以下「農作物通常責任保険歩合」という。)を乗口「農作物通常責任共済金額に政令で定めるところにより農林水産大

じて得た金額

二 (略)

領を合計して骨に金領類ごと、収穫共済区分ごと及びその組合員たる組合等ごとに、次の金二の二(果樹共済のうち収穫共済に係るものにあつては、共済目的の種)

額を合計して得た金額

当する金額(以下「収穫異常責任共済金額」という。)の百分の九十に相金額(以下「収穫異常責任共済金額」という。)を差し引いて得た金額(以下「収穫通常責任共済金額」という。)を差し引いて得たイ 総共済金額から、総共済金額に収穫通常標準被害率を乗じて得た

保険歩合」という。)を乗じて得た金額で定めるところにより農林水産大臣が定める割合(以下「収穫責任口」収穫異常責任共済金額からイの金額を差し引いて得た金額に政令

八 (略)

類ごと及びその組合員たる組合等ごとに、次の金額を合計して得た金二の三(果樹共済のうち樹体共済に係るものにあつては、共済目的の種

当する金額(以下「樹体異常責任共済金額」という。)の百分の九十に相金額(以下「樹体通常責任共済金額」という。)を差し引いて得たイ(総共済金額から、総共済金額に樹体通常標準被害率を乗じて得た

保険歩合」という。)を乗じて得た金額で定めるところにより農林水産大臣が定める割合(以下「樹体責任口」樹体異常責任共済金額からイの金額を差し引いて得た金額に政令

臣が定める割合 (以下農作物通常責任保険歩合という。) を乗じて口 農作物通常責任共済金額に政令で定めるところにより農林水産大

得た金額

二 (略)

類ごと、収穫共済区分ごと及びその組合員たる組合等ごとに、次の金二の二 果樹共済のうち収穫共済に係るものにあつては、共済目的の種

額を合計して得た金額

(以下収穫異常責任共済金額という。)の百分の九十に相当する金金額(以下収穫通常責任共済金額という。)を差し引いて得た金額総共済金額から、総共済金額に収穫通常標準被害率を乗じて得た

額

険歩合という。)を乗じて得た金額で定めるところにより農林水産大臣が定める割合(以下収穫責任保口 収穫異常責任共済金額からイの金額を差し引いて得た金額に政令

八 (略)

類ごと及びその組合員たる組合等ごとに、次の金額を合計して得た金二の三(果樹共済のうち樹体共済に係るものにあつては、共済目的の種

(以下樹体異常責任共済金額という。)の百分の九十に相当する金金額(以下樹体通常責任共済金額という。)を差し引いて得た金額

総共済金額から、総共済金額に樹体通常標準被害率を乗じて得た

餌

| 険歩合という。) を乗じて得た金額|| で定めるところにより農林水産大臣が定める割合 (以下樹体責任保口 | 樹体異常責任共済金額からイの金額を差し引いて得た金額に政令

八 (略)

三 (略)

保険規程で定める金額

き金額を定めることができる。 特別の事由があるときは、農業共済組合連合会は、農林水産省令で定

第百二十四条 (略)

(略)

産大臣の定める係数を乗じて得た金額)とする。をした共済掛金期間に係るものにあつては、その合計したものに農林水もの(第百十二条第二項ただし書の規定により共済規程等で別段の定め農業共済組合連合会の家畜共済に係る保険料は、次の金額を合計した

·二 (略)

(略)

八 (略)

三 (略)

定款で定める金額四の任意共済に係るものにあつては、その共済金額の百分の九十以上で

額を定めることができる。めるところにより、定款で前項第二号及び第三号の金額に代わるべき金特別の事由があるときは、農業共済組合連合会は、農林水産省令で定

第百二十四条 (略)

(略)

定める係数を乗じて得た金額)とする。
済掛金期間に係るものにあつては、その合計したものに農林水産大臣のもの(第百十二条第二項但書の規定により定款等で別段の定めをした共農業共済組合連合会の家畜共済に係る保険料は、左の金額を合計した

•二 (略)

(略)

にあつては、その金額に農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額)には、 係に係る保険関係にあつては同項の規定により定款等で別段の定めをした共済責任期間に係るもの別の共済掛金率、同条第三項の規定により共済掛金率が定められる共済関に係る保険関係にあつては同項の規定により世款等で定める共済掛金率 直二十条の二十三第一項の規定により共済掛金率が定められる共済関係 農業共済組合連合会の園芸施設共済に係る保険料は、保険金額に、第 農業共済組合連合会の園芸施設共済に係る保険料は、保険金額に、第

第百二十五条 (略)

(略)

、「組合員たる組合等の組合員等」と読み替えるものとする。準用する。この場合において、同項ただし書中「組合員等」とあるのは合連合会が支払うべき保険金には、第百十六条第一項ただし書の規定を第一項第三号口の金額の保険金を支払う保険関係において農業共済組

(略)

後に関し必要な事項を通知しなければならない。 会に対し、当該組合員たる組合等とその組合員等との間に存する共済関ころにより定期に、保険規程の定めるところにより、農業共済組合連合第百二十七条 農業共済組合連合会の組合員は、農林水産省令の定めると 第

業共済組合連合会に通知しなければならない。
連合会の組合員は、保険規程の定めるところにより、遅滞なくこれを農前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、農業共済組合

第百二十九条 次の場合には、農業共済組合連合会は、保険金の全部又は

| 組合員が法令又は共済規程等に違反して共済金を支払つたとき。

その支払の責めを免れることができる。

二 (略)

部につき、

四 組合員が第百二十七条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは

第百二十五条 (略)

(略)

と読み替えるものとする。| 「組合員たる組合等の組合員等」| 「同項但書中「組合員等」とあるのは、「組合員たる組合等の組合員等」| 「には、第百十六条第一項但書の規定を準用する。この場合において、合連合会が支払うべき保険金(疾病又は傷害により支払うものに限る。| 第一項第三号口の金額の保険金を支払う保険関係において農業共済組

(略)

関し必要な事項を通知しなければならない。対し、当該組合員たる組合等とその組合員等との間に存する共済関係にころにより定期に、定款の定めるところにより、農業共済組合連合会に第百二十七条(農業共済組合連合会の組合員は、農林水産省令の定めると

済組合連合会に通知しなければならない。連合会の組合員は、定款の定めるところにより、遅滞なくこれを農業共前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、農業共済組合

一部につき、その支払の責を免れることができる。第百二十九条をの場合には、農業共済組合連合会は、保険金の全部又は

組合員が法令又は定款等に違反して共済金を支払つたとき

一 (略)

四 組合員が第百二十七条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは

重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

五 組合員が正当な理由がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。

六・七 (略)

第百三十六条 (略)

(略)

の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額)とする。金期間に係るものにあつては、その合計したものに第百二十四条第三項二条第二項ただし書の規定により共済規程等で別段の定めをした共済掛政府の家畜共済に係る再保険料は、次の金額を合計したもの(第百十一

一・二 (略)

(略)

る再保険関係に係るものにあつては第二号の金額とする。る再保険関係に係るものにあつては第一号の金額、同条第四項に規定す政府の園芸施設共済に係る再保険料は、第百三十四条第二項に規定す

二 (略)

(略)

重大な過失に因つて不実の通知をしたとき。

五 組合員が正当な理由がないのに保険料の払込を遅滞したとき

六・七 (略)

したとき。 よる通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失に因って不実の通知を八 組合員が第百三十二条第一項において準用する第九十八条の規定に

第百三十六条 (略)

(略)

産大臣の定める係数を乗じて得た金額)とする。係るものにあつては、その合計したものに第百二十四条第三項の農林水二条第二項但書の規定により定款等で別段の定めをした共済掛金期間に政府の家畜共済に係る再保険料は、左の金額を合計したもの(第百十

一・二 (略)

(略)

る再保険関係に係るものにあつては第二号の金額とする。る再保険関係に係るものにあつては第一号の金額、同条第四項に規定す政府の園芸施設共済に係る再保険料は、第百三十四条第二項に規定す

に第百二十四条第五項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額等で別段の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、その金額千五に相当する金額(第百二十条の二十一ただし書の規定により定款保険金額に園芸施設再保険料基礎率甲を乗じて得た金額の百分の九

二 (略)

(略)

第百三十七条の二 料を分割して支払わせることができる。 令の定めるところにより、当該農業共済組合連合会の支払うべき再保険 ろによりその組合員から保険料を分割して徴収するときは、 政府は、農業共済組合連合会が保険規程の定めるとこ 農林水産省

第百四十条 ができる により、再保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れること 次に掲げる場合には、政府は、農林水産省令の定めるところ

たとき。 農業共済組合連合会が法令又は保険規程に違反して保険金を支払つ

<u>-</u> 分 四 (略)

第百四十一条の六 (略)

林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額)とする。 間に係るものにあつては、 条第二項ただし書の規定により共済規程で別段の定めをした共済掛金期 政府の家畜共済に係る保険料は、次の金額を合計したもの(第百十二 その合計したものに第百二十四条第三項の農

一・二 (略)

(略)

る保険関係に係るものにあつては第二号の金額とする。 する保険関係に係るものにあつては第一号の金額、同条第五項に規定す 政府の園芸施設共済に係る保険料は、第百四十一条の四第二項に規定

五十五に相当する金額(第百二十条の二十一ただし書の規定により共 共済金額に園芸施設保険料基礎率甲を乗じて得た金額の千分の八百

> 第百三十七条の二 分割して支払わせることができる。 定めるところにより、当該農業共済組合連合会の支払うべき再保険料を よりその組合員から保険料を分割して徴収するときは、 政府は、農業共済組合連合会が定款の定めるところに 農林水産省令の

第百四十条 ができる。 により、再保険金の全部又は一部につき、 次に掲げる場合には、 政府は、 その支払の責めを免れること 農林水産省令の定めるところ

農業共済組合連合会が法令又は定款に違反して保険金を支払つたと

(略)

第百四十一条の六 (略)

産大臣の定める係数を乗じて得た金額)とする。 係るものにあつては、その合計したものに第百二十四条第三項の農林水 条第二項ただし書の規定により定款で別段の定めをした共済掛金期間に 政府の家畜共済に係る保険料は、次の金額を合計したもの(第百十二

一・二 (略)

(略)

る保険関係に係るものにあつては第二号の金額とする する保険関係に係るものにあつては第一号の金額、 政府の園芸施設共済に係る保険料は、第百四十一条の四第二項に規定 同条第五項に規定す

五十五に相当する金額 (第百二十条の二十一ただし書の規定により定 共済金額に園芸施設保険料基礎率甲を乗じて得た金額の千分の八百

金額) 金額に第百二十四条第五項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た 済規程で別段の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、その

(略)

(略)

第百四十一条の七 (略)

(略)

うべき保険金には、 第一項第二号口の金額の保険金を支払う保険関係において政府が支払 第百十六条第一項ただし書の規定を準用する。

第百四十二条 えるものとする。 険に関する事項」と、 金」とあるのは「保険金」と、「再保険に関する事項」とあるのは「保 るのは「共済関係」と、「保険金」とあるのは「共済金」と、「再保険 済掛金」と、「再保険料」とあるのは「保険料」と、「保険関係」とあ 条の二までの規定中「農業共済組合連合会」とあるのは「特定組合」と 規程等」とあるのは「共済規程」と、第百三十七条の二から第百四十一 条の二から第百四十一条の二までの規定を準用する。この場合において 第百二十九条第三号中「組合員」とあるのは「特定組合」と、「共済 保険規程」とあるのは「共済規程」と、「保険料」とあるのは「共 政府の保険事業には、第百二十九条第三号及び第百三十七 「再保険事業」とあるのは「保険事業」と読み替

> 款で別段の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、 に第百二十四条第五項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額 その金額

(略)

(略)

第百四十一条の七 (略)

(略)

うべき保険金 (疾病又は傷害により支払うものに限る。 第一項第二号口の金額の保険金を支払う保険関係において政府が支払)には、 第百十

六条第一項ただし書の規定を準用する。

第百四十二条 保険事業」と読み替えるものとする。 項」とあるのは「保険に関する事項」と、「再保険事業」とあるのは「 済金」と、「再保険金」とあるのは「保険金」と、「再保険に関する事 料」とあるのは「共済掛金」と、「再保険料」とあるのは「保険料」と での規定中「農業共済組合連合会」とあるのは「特定組合」と、 等」とあるのは「定款」と、第百三十七条の二から第百四十一条の二ま 条の二から第百四十一条の二までの規定を準用する。この場合において 「保険関係」とあるのは「共済関係」と、「保険金」とあるのは「共 第百二十九条第三号中「組合員」とあるのは「特定組合」と、「定款 政府の保険事業には、第百二十九条第三号及び第百三十七

| 第百四十二条の二 | 行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会が法令、法

第百四十二条の二

行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会が法令、法

共済組合連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。条において同じ。)に関し必要な報告を徴し、又は組合等若しくは農業にあつては、当該共済事業に係る業務若しくは会計。以下この条及び次農業共済組合連合会からその業務若しくは会計(共済事業を行う市町村を守つているかどうかを知るために必要があるときは、組合等若しくは令に基づいてする行政庁の処分、定款又は共済規程等若しくは保険規程

しなければならない。 ときは、当該行政庁は、当該農業共済団体の業務又は会計の状況を検査あることを理由として当該農業共済団体の検査を行うべき旨を請求したあることを理由として当該農業共済団体の検査を行うべき旨を請求したが政庁に対し、農業共済団体の業務又は会計が法令、法令に基づいてす第百四十二条の四 組合員が、総組合員の二十分の一以上の同意を得て、

対し、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
規程若しくは保険規程に違反すると認めるときは、当該農業共済団体に業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は共済、又は前三条の規定により検査を行つた場合において、農業共済団体の第百四十二条の五(行政庁は、第百四十二条の二の規定により報告を徴し

(略)

第百四十三条 (略)

事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する損害評価会は、共済規程等又は保険規程の定めるところにより、共済

は会計の状況を検査することができる。要な報告を徴し、又は組合等若しくは農業共済組合連合会の業務若しく係る業務若しくは会計。以下この条及び次条において同じ。) に関し必業務若しくは会計 (共済事業を行う市町村にあつては、当該共済事業にために必要があるときは、組合等若しくは農業共済組合連合会からその令に基づいてする行政庁の処分又は定款等を守つているかどうかを知る

旨を命ずることができる。
すると認めるときは、当該農業共済団体に対し、必要な措置を採るべき業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反、又は前三条の規定により検査を行つた場合において、農業共済団体の第百四十二条の五(行政庁は、第百四十二条の二の規定により報告を徴し

(略)

第百四十三条 (略)

防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。損害評価会は、定款等の定めるところにより、共済事故に係る損害の

から、 の理事又は共済事業を行う市町村の長が選任した委員をもつて組織する 損害評価会は、 共済規程等又は保険規程の定めるところにより当該農業共済団体 前項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうち

業を行う市町村の長が選任した委員をもつて組織する。

(略)

から、定款等の定めるところにより当該農業共済団体の理事又は共済事 損害評価会は、前項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうち

(略)

第百四十五条の三 この法律 (第八十五条第四項 (第八十五条の七におい 務は、 第二項を除く。) の規定により都道府県が処理することとされている事 て準用する場合を含む。)、第百三十一条第一項及び第百四十三条の二 地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務と

第百四十五条の三 この法律 (第八十五条第四項及び第十一項 (これらの 規定を第八十五条の七において準用する場合を含む。)、第百六条第二

第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 三十一条第一項並びに第百四十三条の二第二項を除く。) の規定により 項 都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項 第百二十条の六第二項及び第三項、 第百二十条の十四第二項、 第百

第百四十七条 以下の過料に処する。 次の場合には、 農業共済団体の役員又は清算人を二十万円

第百四十七条 次の場合には、農業共済団体の役員又は清算人を二十万円

七の二

第四十三条第四項の規定による届出をせず、

又は虚偽の届出を

- 〜七

(略)

以下の過料に処する。

八~十七 (略)

附

則

したとき。

-->七 (略)

八~十七 (略)

附 則

第百五十条の三の二 のについては、 当分の間、 農作物共済の共済目的の種類のうち政令で定めるも 共済規程等で定めるところにより、 風水害、

干害、冷害、雪害その他気象上の原因 (地震及び噴火を含む。) による 第百五十条の三の二 、第百六条第一項第一号の規定により定められた区分の一又は二以上の 種類(農林水産大臣が特定の地域における特定の共済目的の種類につき 農作物共済のうち、 政令で指定するその共済目的の

災害、 う生産金額の減少を農作物共済の共済事故とすることができる。 火災、 病虫害及び鳥獣害による農作物の減収又は品質の低下を伴

災害、 干害 限る。次条において同じ。) との間に成立する農作物共済の共済関係に う生産金額の減少を農作物共済の共済事故とするものとする。 係るものにおける当該共済目的の種類については、 地域内に住所を有する農作物共済資格団体(農林水産省令で定める者に 組合の組合員若しくは農作物共済資格者又はその構成員のすべてがその 又は一部をその区域に含む組合等と当該地域内に住所を有する農業共済 ちから農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の全部 ができる見込みがあるものとして第百六条第二項の地域以外の地域のう 農林水産省令で定めるところによりその生産金額を適正に確認すること 栽培する当該共済目的の種類たる農作物に係る収穫量の相当部分につき その構成員のすべてがその地域内に住所を有する農作物共済資格団体が 三の四までにおいて同じ。 ものを指定したときは、当該指定に係る区分を除く。 前項の規定による地域の指定は、 火災、 冷害、 病虫害及び鳥獣害による農作物の減収又は品質の低下を伴 雪害その他気象上の原因 (地震及び噴火を含む。)ごとに、 組合等の申請に基づいてするものと その地域内に住所を有する者及び 当分の間、 以下第百五十条の 風水害 による

す る。

前項の総会の議決には、

議会)の議決を経なければならない。

市町村にあつては、

組合等は、

前項の申請をするには、

あらかじめ総会 (共済事業を行う

第四十四条の二の規定を準用する。

第百五十条の三の三 前条に規定する生産金額の減少を共済事故とする農

農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共

その者が、

共済規程等で

定めるところにより、基準生産金額に共済規程等で定める最低割合を乗

済組合の組合員又は農作物共済資格者ごとに、

作物共済の共済金額は、

第百五十条の三の三 する農作物共済の共済金額は、 に、その者が、定款等で定めるところにより、基準生産金額に定款等で 済目的の種類ごと及び農業共済組合の組合員又は農作物共済資格者ごと 前条第一項に規定する生産金額の減少を共済事故と 第百六条第 一項の規定にかかわらず、 共

合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) を超えない範囲内において、うち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割の九十を超えない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のじて得た金額を下らず、特定農作物共済限度額 (基準生産金額に、百分

申し出た金額とする。

て、組合等が定める金額とする。で農林水産省令で定めるものを含む。次条において同じ。)を基礎とし共済目的の種類等に係る農作物の生産金額(当該農作物に係る収入金額・共済組合の組合員又は農作物共済資格者ごとに、農林水産大臣の定める共済組合の組合員又は農作物共済資格者ごとに、農林水産大臣の定める共済組の基準生産金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業

へ 略

該組合員等に支払うものとする。 「おいて、第百九条第一項の規定にかかわらず、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、第百五十条の三の二に規定する農作物共済の特定農作物共済限度額において、第九十八条の二の準則に従い認定された当該組合員等の当該において、第九十八条の二の準則に従い認定された当該組合員等の当該の特定農作物共済限度額に達しないときに、その特定農作物共済限度額がその特定農作物共済限度額に達しないときに、その特定農作物共済限度額がる場合しまでにある。)がある場合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当額において、第百五十条の三の二に規定する農作物共済については、第百五十条の三の四、組合等は、前条第一項に規定する農作物共済については、第百五十条の三の四、組合等は、前条第一項に規定する農作物共済については、第百五十条の三の四、組合等は、前条第一項に規定する農作物共済については、第百五十条の三の四、組合等は、前条第一項に規定する農作物共済については、第百五十条の三の二に規定する農作物共済については、第百五十条の三の二に規定する農作物共済については、第百五十条の三の共済を表する。

内において、申し出た金額とする。に相当する金額(以下特定農作物共済限度額という。)を超えない範囲定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、基準生産金額の百分の九十

含む。次条において同じ。)を基礎として、組合等が定める金額とするの生産金額(当該農作物に係る収入金額で農林水産省令で定めるものをの者が過去一定年間において収穫した当該共済目的の種類に係る農作物員又は農作物共済資格者ごとに、農林水産大臣の定める準則に従い、そ前項の基準生産金額は、共済目的の種類ごと及び農業共済組合の組合

(略)

支払うものとする。

立と及び組合員等ごとに、第百五十条の三の四、組合等は、前条第一項に規定する農作物共済については、第百九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、共済目的の種類に係るその年産の農作物の生産金額がその特定農作物がある場では、第百九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、共済目的の種類第百五十条の三の四、組合等は、前条第一項に規定する農作物共済の主のとする。

第百五十条の三の三第一項に規定する農作物共済に 第百五十条の三の五 第百五十条の三の三第一項に規定する農作物共済に

第百五十条の三の五

金額)」とする。 大臣が定める金額を超える場合にあつては、 いて得た金額」 とあるのは「次の金額及び第百五十条の三の三第一項に規定する金額」 五条第四項中「成立する」とあるのは「成立する第百五十条の三の三第 による農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少」と、 については、 ついての第八十四条第一項第一号、第八十五条第四項、 項に規定する農作物共済以外の」と、 第百三十七条第 第百三十七条第一号及び第百四十一条の七第一項第一号中「差し引 第八十四条第一項第一号中「 とあるのは「差し引いて得た金額 一号及び第百四十一条の七第 第百六条第一項中「 鳥獣害」 その農林水産大臣が定める 一 項第 (その金額が農林水産 とあるのは 一号の規定の適用 第百六条第一項 次の金額」 第 八 十 鳥獣害

の種類

つては、その農林水産大臣が定める金額)」とする。 いて得た金額 (その金額が農林水産大臣が定める金額を超える場合にあ 定農作物共済の共済目的の種類」と、第百三十七条第一号及び第百四十 第二項及び第四項中「農作物共済の共済目的の種類等」とあるのは「特 水産大臣が指定する地域以外の地域のうちから」と、 減少」と、 あるのは「 物共済の共済目的の種類」と、 第一項第一号の農作物共済の共済目的の種類等」とあるのは「特定農作 の共済目的の種類という。)」と、同条第二項及び第三項中「 等」とあるのは「第百五十条の三の二第一項の政令で指定する共済目的 十二条第一項中「第百六条第一項第一号の農作物共済の共済目的の種類 八十五条第四項、 ついての第十二条第一項から第三項まで、第八十四条第一項第一号、 一号並びに第百四十一条の七第一項第一号の規定の適用について 条の七第 見込みがあるものとして第百五十条の三の二第一項の規定により農林 (同項の規定による指定に係る区分を除く。 第八十五条第四項中「見込みがあるものとして」とあるのは 鳥獣害による農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の 項第 第百七条第一項、 号中「差し引いて得た金額」とあるのは、 第八十四条第一項第一号中「 第二項及び第四項、 以下特定農作物共済 第百七条第一項、 第百三十七条第 鳥獣害」と 第百六条 第

(略)

第百五十条の四

(略)

合等は、

る農作物共済の収支の状況等が農林水産大臣の定める基準に適合する組 係る過去の共済事故の発生状況、当該政令で定める共済目的の種類に係 二項に規定する農作物共済について、当分の間、同条第一項又は第二項 当該政令で定める共済目的の種類に係る第百九条第一項又は第 農作物共済の共済目的の種類のうち政令で定めるものに 第百五十条の三の六 る第百九条第一項又は第二項に規定する農作物共済について、当分の間 定める基準に適合する組合等は、 める共済目的の種類に係る農作物共済の収支の状況等が農林水産大臣の うち政令で定めるものに係る過去の共済事故の発生状況、当該政令で定 第百六条第一項の政令で指定する共済目的の種類の 当該政令で定める共済目的の種類に係

うことができる。掲げる場合には、当該各号に掲げる金額を共済金として組合員等に支払の規定にかかわらず、農林水産省令で定めるところにより、次の各号に

一・二 (略)

(略)

同条第二項又は第三項の規定により共済規程等で定められる割合に応じ、共済の共済目的の種類等たる農作物収穫皆無耕地」という。)がある場合で、これらの規定により共済金が支払われないとき又は第一号に掲げる金額に、当済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地で共済事故により、共済については、当分の間、これらの規定にかかわらず、農作物共済の共済目的の種類等である場合で、当該組合員等が当該農作物の財産のは、当分の間、これらの規定にかかわらず、農作物共済の共済については、当分の間、これらの規定にかかわらず、農作物共済の共済については、当分の間、これらの規定にかかわらず、農作物共済の共済に対している。

て農林水産省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金と

じて得た金額 (第百六条第一項第二号又は第三号の単位当たり共済金額に、当該農一 第百六条第一項第二号又は第三号の単位当たり共済金額に、当該農して当該組合員等に支払うものとする。

二 (略)

金として組合員等に支払うことができる。ころにより、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる金額を共済、同条第一項又は第二項の規定にかかわらず、農林水産省令で定めると

一・二 (略)

(略)

する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。 共済については、当分の間、これらの規定により共済金が支払われないとき又は第一号に掲げる金額にはり共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が当該農作物第百五十条の四 組合等は、第百九条第二項又は第三項に規定する農作物第百五十条の四 組合等は、第百九条第二項又は第三項に規定する農作物

一 (略)

第百五十条の五の二 (削る。) 第百五十条の五 条の二の規定を準用する。 Ιţ 十七条及び第百二十六条の規定を準用する。 常に発生した場合における病害虫の防除又はその費用の負担には、 の五第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。 用する。 合員等に支払うものとする。 合にあつては、 異常に発生した部分に対応するもの (農林水産省令で定めるものに限る 当該防除につき組合員等が負担した費用のうち当該病虫害の共済事故が において、 合員等との間に成立する当該農作物共済の共済関係に係るものについて 区域に含む組合等は、 大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の全部又は一部をその るものにより共同して適正に行われる見込みがあるものとして農林水産 う農作物共済資格団体でその構成員のすべてがその地域内に住所を有す する水稲の耕作の業務を営む組合員等及び組合員等たる水稲の耕作を行 うため必要な施設が整備され、 第一項に規定する農作物共済に係る水稲につき病虫害の共済事故が異 前項において準用する第八十五条第六項の総会の議決には、 前項の規定による指定には、 当分の間、 に相当する金額 (その金額が農林水産大臣の定める金額を超える場 この場合において、 当該組合員等が共同して当該病害虫の防除を行つたときは、 その農林水産大臣の定める金額)を共済金として当該組 当該水稲につき病虫害の共済事故が異常に発生した場合 その地域における水稲に係る病害虫の防除を共同して行 水稲に係る農作物共済のうち当該組合等と当該組 同項中「 その他その防除がその地域内に住所を有 第八十五条第五項及び第六項の規定を準 前項」とあるのは、

肉豚は、当分の間、出生後第八月の月の末日を経過 | 第百五十条の五の二 肉豚は、当分の間、出生後第八月の月の末日を経過

第百五十条

第四十四

第百

目的とすることができる。した後においても、共済規程等で定めるところにより、家畜共済の共済

の組合員又は家畜共済資格者が申し出た金額とする。

・・おい範囲内において、共済規程等で定めるところにより、農業共済組合乗じて得た金額を下らず、その時における共済価額の百分の八十を超えが損金期間開始の時における共済価額に共済規程等で定める最低割合を第百五十条の五の八、特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額は、共

~ (略)

第百五十条の五の九 (略)

前項の肉豚の価額には、第百十四条の二第三項の規定を準用する。

定める額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める額)とすにより、農林水産省令で定める区分により、農林水産省令で定める区分により、農林水産省令で定めるところにより、共済規程等で定める方法により、農林水産省令で定めるところにより、共済規程等で定める方法により、農林水産省令で定めるところにより、共済規程等で定める方法組合員等ごと及び共済掛金期間ごとに、共済金額に応じ及び第百十五条第一項の規定にかかわらず、当該共済事故に係る肉豚の価額第百五十条の五の十一特定包括共済関係に係る家畜共済に係る共済金は、

略)

る

第一項の肉豚の価額には、第百十四条の二第三項の規定を準用する。

とすることができる。しした後においても、定款等で定めるところにより、家畜共済の共済目的

又は家畜共済資格者が申し出た金額とする。
・ で得た金額を下らず、その時における共済価額の百分の八十を超えない済掛金期間開始の時における共済価額に定款等で定める最低割合を乗じ第百五十条の五の八 特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額は、共

(略)

第百五十条の五の九 (略)

前項の肉豚の価額には、第百十四条の二第五項の規定を準用する。

(略)

第一項の肉豚の価額には、第百十四条の二第五項の規定を準用する。

第百五十条の五の十二 特定包括共済関係に係る家畜共済についての第八 第百十一条の八第一項」とする。 十一条の八第一項」とあるのは「第百五十条の五の六において準用する 同条第二項及び第百五十条の五の二」と、同項及び同条第三項中「第百 掛金期間」と、 共済掛金期間。 豚に係る期間に相当する期間)」とあるのは「一年」と、同条第三項中 年(肉豚に係るものにあつては、第八十四条第一項第三号に規定する肉 第二項の規定により包括共済関係」とあるのは「第百五十条の五の五第 の五の三第一項」と、第百十二条第一項中「第百十一条の六第一項又は の七」と、同項第七号中「第百十一条第一項」とあるのは「第百五十条 三条の二若しくは第百二十条の五 (第百二十条の十八及び第百二十条の を経過した」と、第九十九条第一項第六号中「第百五条第五項、 条第一項第三号中「から出生後第八月の月の末日までの」とあるのは「 並びに第百十五条第一項及び第三項の規定の適用については、第八十四 十四条第一項第三号、 二十五において準用する場合を含む。)」とあるのは「第百五十条の五 共済掛金期間(肉豚に係る家畜共済にあつては、当該家畜共済に係る 項又は第二項の規定により特定包括共済関係」と、同条第二項中「一 第百十五条第一項中「及び同条第二項」とあるのは「、 第百十四条第一項において同じ。)」とあるのは「共済 第九十九条第一項第六号及び第七号、第百十二条 第百十

ほか、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び収穫共済の共済目的の種類共済規程等で定めたときは、第百二十条の六第一項各号に掲げる金額ののについては、当分の間、農林水産省令で定めるところにより組合等が第百五十条の五の十三 収穫共済の共済目的の種類のうち政令で定めるも

第百五十条の五の十二 特定包括共済関係に係る家畜共済についての第八 第百十一条の八第一項」とする。 十一条の八第一項」とあるのは「第百五十条の五の六において準用する 同条第二項及び第百五十条の五の二」と、同項及び同条第三項中「第百 掛金期間」と、 共済掛金期間。 豚に係る期間に相当する期間)」とあるのは「一年」と、同条第三項中 年(肉豚に係るものにあつては、第八十四条第一項第三号に規定する肉 一項又は第二項の規定により特定包括共済関係」と、 第二項の規定により包括共済関係」とあるのは「第百五十条の五の五第 の五の三第一項」と、第百十二条第一項中「第百十一条の六第一項又は の七」と、同項第七号中「第百十一条第一項」とあるのは「第百五十条 二十五において準用する場合を含む。)」とあるのは「第百五十条の五 三条の二若しくは第百二十条の五 (第百二十条の十八及び第百二十条の を経過した」と、第九十九条第一項第六号中「第百五条第三項、 条第一項第三号中「から出生後第八月の月の末日までの」とあるのは「 並びに第百十五条第一項及び第三項の規定の適用については、第八十四 十四条第一項第三号、 共済掛金期間(肉豚に係る家畜共済にあつては、当該家畜共済に係る 第百十五条第一項中「及び同条第二 第百十四条第一項において同じ。)」とあるのは「共済 第九十九条第一項第六号及び第七号、第百十二条 |項」とあるのは「、 同条第二項中「一 第百十

穫共済の共済金額とすることができる。 水産省令で定める割合)を超えない範囲内において、 を受ける共済関係に係る収穫共済のうち農林水産省令で定めるものにあ いて同じ。 係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この項にお の単位当たり価額に、 共済資格者が、 等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとに、農業共済組合の組合員又は果樹 つては、 標準収穫金額の百分の六十(第百二十条の三の二第三項の規定の適用 百分の六十を下らず百分の七十を超えない範囲内において農林)に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず 共済規程等で定めるところにより、 当該樹園地の当該収穫共済の共済目的の種類等に 標準収穫金額 申し出た金額を収 (果実

価格を基礎として、農林水産大臣が定める金額とする。び農林水産大臣の定める地域ごとに、過去一定年間における果実の平均前項の果実の単位当たり価額は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及

めるものとする。 第一項の標準収穫量は、農林水産大臣の定める準則に従い組合等が定

第一項の最低割合の基準は、農林水産大臣が定める。

する。 第一 るのは「 の種類等」とあるのは「当該細区分」と、 の共済目的の種類等の細区分ごとに、 済目的の種類等についての第一項及び第二項の規定の適用については、 目的の種類等」とあるのは 第百二十条の六第五項の規定により細区分が定められた収穫共済の共 項中「 数を乗じて得た金額の合計額」と、 標準収穫金額 「収穫共済の共済目的の種類等の細区分」と とあるのは「標準収穫金額 ۲ 第二項中「収穫共済の共済 数を乗じて得た金額」とあ 「当該収穫共済の共済目的 (当該収穫共済

第百五十条の五の十四 いう。 して当該組合員等に支払うものとする。 場合に、共済金額に、 の四十を超えない範囲内において農林水産省令で定める割合)を超えた のうち農林水産省令で定めるものにあつては、 認定されたその年におけるその樹園地の収穫量を差し引いて得た数量を 的の減収量(その樹園地の基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い 的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとに、共済事故による共済目 額を共済金額とする収穫共済については、 て農林水産省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金と 百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済 にかかわらず、 以下この項において同じ。 収穫共済の共済目的の種類等ごと及び収穫共済の共済目 その減収量のその基準収穫量に対する割合に応じ 組合等は、前条第一項の規定による申出に係る金)がその基準収穫量の百分の四十 (第 第百二十条の八第一 百分の三十を下らず百分 項の規定

量とする。準収穫量に農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数が明項の基準収穫量は、組合等が前条第三項の規定により定められた標

減収金額の」と、 とあるのは の当該細区分に係る果実の収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう に」とする。 の合計額」 基準収穫金額の合計額の」 ب 基準収穫量に」とあるのは「基準収穫金額の合計額 数量」とあるのは「 ڔ 金額」と、 減収量の」 「基準収穫量の」 とあるのは「

第百五十条の六 とすることができる。 政令で定めるものについては、当分の間、農林水産省令で定めるところ により組合等が共済規程等で定めたときは、 一号及び第二号に掲げる金額のほか、 畑作物共済の共済目的の種類(農作物に限る。 次の金額を畑作物共済の共済金額 第百二十条の十四第一項第 のうち

を乗じて得た金額 の六十(政令で定める農作物にあつては、 該耕地の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の百分 類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当たり共済金額に、 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済目的の種 百分の七十)に相当する数 当

= 額 る金額をいう。 下らず 畑作物共済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところによ 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は 基準生産金額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を 特定畑作物共済限度額(基準生産金額の百分の八十に相当す 以下同じ。)を超えない範囲内において、 申し出た金

> 第百五十条の六 百二十条の十四第一項の規定により定められた区分の一又は二以上のも (農林水産大臣が特定の地域における特定の共済目的の種類につき、 畑作物共済のうち、 政令で指定するその共済目的の種 第

を下らず、基準生産金額の百分の八十に相当する金額 (以下特定畑作物 ころにより 合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、 係に係るものにおける当該共済目的の種類に係る共済金額は、当分の間 వ్త 域内に住所を有する畑作物共済資格団体 (農林水産省令で定める者に限 合の組合員若しくは畑作物共済資格者又はその構成員のすべてがその地 は一部をその区域に含む組合等と当該地域内に住所を有する農業共済組 から農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の全部又 込みがあるものとして第百二十条の十四第二項の地域以外の地域のうち 令で定めるところによりその生産金額を適正に確認することができる見 該共済目的の種類たる農作物に係る収穫量の相当部分につき農林水産省 のすべてがその地域内に住所を有する畑作物共済資格団体が栽培する当 において同じ。) ごとに、その地域内に住所を有する者及びその構成員 のを指定したときは、 同条第一項の規定にかかわらず、共済目的の種類ごと及び農業共済組 以下この条において同じ。 基準生産金額に定款等で定める最低割合を乗じて得た金額 当該指定に係る区分を除く。 との間に成立する畑作物共済の共済関 その者が、 以下この条及び次条 定款等で定めると

	を差し引いて得た数量をいうものとし、第百二十条の十七第一号の発芽類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、共済事故による共済目的の種類等にる農作物の耕作を行う耕地ごとに、共済事故による共済目的の種が、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済目的の種第百五十条の七 組合等は、前条第一項第一号に掲げる金額を共済金額と
第一項の最低割合の基準は、農林水産大臣が定める。	第一項第二号の最低割合の基準は、農林水産大臣が定める。
	。)を基礎として、組合等が定める金額とする。収入金額で農林水産省令で定めるものを含む。次条第二項において同じ
物の生産金額を基礎として、組合等が定める金額とする。	物共済の共済目的の種類等に係る農作物の生産金額 (当該農作物に係る
その者が過去一定年間において収穫した当該共済目的の種類に係る農作	の定める準則に従い、その者が過去一定年間において収穫した当該畑作
合員又は畑作物共済資格者ごとに、農林水産大臣の定める準則に従い、	及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、農林水産大臣
第一項の基準生産金額は、共済目的の種類ごと及び農業共済組合の組	第一項第二号の基準生産金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと
前項の総会の議決には、第四十四条の二の規定を準用する。	
市町村にあつては、議会)の議決を経なければならない。	等が定めるものとする。
組合等は、前項の申請をするには、あらかじめ総会(共済事業を行う	第一項第一号の基準収穫量は、農林水産大臣が定める準則に従い組合
	より組合等が共済規程等で定める金額とする。
	水産大臣が定める二以上の金額につき、農林水産省令で定めるところに
	の種類等に係る収穫物の単位当たり価格に相当する額を限度として農林
する。	ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに、当該畑作物共済の共済目的
前項の規定による地域の指定は、組合等の申請に基づいてするものと	前項第一号の単位当たり共済金額は、畑作物共済の共済目的の種類等
。 ・	

当該組合員等に支払うものとする。

当該組合員等に支払うものとする。

が当該基準収穫量の万法により調整して得た数量をいうものとする。)が当該基準収穫量の万法により調整して得た数量をいうものとする。)が当該基準収穫量の万法により調整して得た数量をいうものとする。)が当該基準収穫量の万法により調整して得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める別で、百分の四十(前条第一項第一号の政令で定める農作物にあつては、百分の大会により調整して得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める別では、

相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。相当する金額を共済金額がその特定畑作物共済の世産金額がその特定畑作物共済の世産金額がその特定畑作物共済の世産金額がその特定畑作物共済の世産金額がその特定畑作物共済の世産金額がその特定畑作物共済の世産金額がその特定畑作物共済の世産金額がその特定畑作物共済の世産省やで定めるものに限る。)がある場合において、第九十八条の二の準則に従いの年産の農作物の生産金額がその特定畑作物共済の世産会で定四条第一項第六号に規定する農作物の減収(てん菜その他政令で定めるの年産の農作物の生産金額がその特定畑作物共済限度額に達しないときの年産の農作物の生産金額がその特定畑作物共済限度額に違しないときの年産の農作物の生産金額がその特定畑作物共済限度額に違しないときの年産の農作物の生産金額がその特定畑作物共済限度額に違しないときの年産の農作物の生産金額がその特定畑作物共済限度額に違しないときる。とする場合では、共済金額の年産の特定畑作物共済限度額が、第九十八条の二の世類等に係るをでに、、共済金額の年産の特定畑作物共済限度額が、第一項第六を指する。

とあるのは「による農作物の減収を伴う生産金額の減少」と、「及び糖の適用については、第八十四条第一項第六号中「による農作物の減収」条の十、第百三十七条第五号及び第百四十一条の七第一項第四号の規定第一項第六号、第百二十条の十八において読み替えて準用する第百二十第百五十条の八(前条第二項に規定する畑作物共済についての第八十四条

第百五十条の七 組合等は、前条第一項の規定による申出に係る金額を共済金とりて当該組合員等に支払うものとする。
して当該組合員等に支払うものとする。
して当該組合員等に支払うものとする。

号並びに第百四十一条の七第一項第四号の規定の適用については、第十十五第一項から第三項まで及び第六項、第百二十条の十七、第百二十条の八十四条第一項第六号、第百二十条の十二第一項第一号、第百二十条の第一百

農林水産大臣が定める金額)」とする。

「その金額が農林水産大臣が定める金額を超える場合にあつては、そのあるのは「収穫物の数量又は価格」と、第百三十七条第五号及び第百四十一条の七第一項第四号中「相当する金額」とあるのは「収穫物の数量」と、第百三十七条第五号及び第百四十二条の十八において読み替えて準用する第百二十条の十中「収穫物度の低下」とあるのは「又は糖度の低下を伴う生産金額の減少」と、第

百四十 その農林水産大臣が定める金額)」とする。 金額(その金額が農林水産大臣が定める金額を超える場合にあつては、 」とあるのは「収穫物の数量又は価格」と、第百三十七条第五号及び第 条の十八において読み替えて準用する第百二十条の十中「収穫物の数量 種類等」とあるのは「 の共済目的の種類」 るのは「畑作物一次共済掛金標準率」と、同項並びに同条第三項及び第 るものについては、 次共済掛金標準率 (前条第一項の区分が定められた共済目的の種類に係 のは「特定畑作物共済の共済目的の種類」と、同条第二項中「畑作物一 共済目的の種類等」とあるのは「特定畑作物共済の共済目的の種類」と の低下」とあるのは「又は糖度の低下を伴う生産金額の減少」 あるのは「による農作物の減収を伴う生産金額の減少」と、 十四第二項」と、 目的の種類という。)」と、「同条第二項」とあるのは「第百二十条の 三条の四中「第百二十条の十四第一項の畑作物共済の共済目的の種類等 六項中「畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは「特定畑作物共済 (同項の規定による指定に係る区分を除く。 |十条の十二第一項第一号中「第百二十条の十四第一項の畑作物共済の とあるのは「第百五十条の六第一項の政令で指定する共済目的の種類 第百二十条の十五第一項中「畑作物共済の共済目的の種類等」 一条の七第一 第八十四条第一項第六号中「による農作物の減収」と ڔ 項第四号中「相当する金額」 当該都道府県の畑作物二次共済掛金標準率)」とあ 特定畑作物共済の共済目的の種類」 第百二十条の十七中「畑作物共済の共済目的の 以下特定畑作物共済の共済 とあるのは Ļ 及び糖度 第百二十 相当する とある 第百

| は第二項に規定する||畑作物共済については、当分の間、組合員等ごとに | 分第百五十条の九 組合等は、さとうきびに係る第百二十条の十六第一項又 | 第百

分の間、組合員等ごとに、当該組合員等がさとうきびの栽培を行う耕地第百五十条の九(組合等は、さとうきびに係る畑作物共済については、当

金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。第一項又は第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額に相当するさり、同条第一項若しくは第二項の規定により共済金が支払われないといれるの(以下「さとうきび収穫皆無耕地」という。)がある場合であいまの(以下「さとうきび収穫皆無耕地」という。)がある場合である額を共済金として当該組合員等がさとうきび収穫皆無耕地」という。)がある場合である額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

一 (略)

(削る。)

金額 一 第百二十条の十六第一項又は第二項の規定を適用して算定して得た

共済金として当該組合員等に支払うものとする。きは、同条の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額に相当する金額をわれないとき又は第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えると。)がある場合であつて、第百二十条の十六の規定により共済金が支払で共済事故により収穫のないもの(以下さとうきび収穫皆無耕地という

(略)

| 第百二十条の十六第一号の規定を適用して算定して得た金額

五十条の六第一項」とする。
第二項、第百五十条の三の二第一項、第百五十条の五第一項並びに第百「並びに第百四十三条の二第二項」とあるのは、「、第百四十三条の二の第百四十五条の三の規定の適用については、同条中び第百五十条の六第一項の規定により都道府県が処理することとされて第百五十条の十一 第百五十条の三の二第一項、第百五十条の五第一項及

農業共済再保険特別会計法 (昭和十九年法律第十一号) (附則第九条関係)

	他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス	金、再保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ	三条(同法第十三条の六二於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル交付	並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ再保険金、同法第十	及再保険金支払基金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金	再保険料(同法第百四十一条の六ノ保険料ヲ含ム以下同ジ)、一般会計	農業災害補償法第百四十一条の四ノ保険事業ヲ含ム以下同ジ)経営上ノ	第三条 農業勘定二於テ八農作物共済及畑作物共済ニ関スル再保険事業(改正案
١	借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出	金、同法第十四条の二第一項ノ規定二依ル補助金、再保険料ノ還付金、	三条(同法第十三条の六二於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル交付	並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ再保険金、同法第十	及再保険金支払基金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金	再保険料(同法第百四十一条の六ノ保険料ヲ含ム以下同ジ)、一般会計	農業災害補償法第百四十一条の四ノ保険事業ヲ含ム以下同ジ)経営上ノ	第三条の農業勘定二於テ八農作物共済及畑作物共済ニ関スル再保険事業(現

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) (附則第十条関係)

r '		믜
(略)	(略) (略) (略)	開表第一 第一号注
(略)	り都道府県が処理することとされている事務 及び第百四十三条の二第二項を除く。)の規定によ いて準用する場合を含む。)、第百三十一条第一項 この法律(第八十五条第四項(第八十五条の七にお	(中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中) (中)
		Bil
(略)	号)(略)(略)	開表第一 第一号
(略)	(略) (略) (略) (の規定を第八十五条第四項及び第十一項(これらの規定を第八十五条の十四第二項、第百五十条の三第二項、第百五十条の三第一項、第百四十三条の二第二項、第百五十条の三の二第一項、第百五十条の二第一項を除く。)の規定により都道府県が処条の六第一項を除く。)の規定により都道府県が処条の六第一項を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務	律 事 略) 第一号法定受託事務(第二条関係)